

総務省行政相談センター

まぐみみ群馬

## 新型コロナウイルス感染症に 関する相談窓口等情報 (ガイドブック)

群馬行政監視行政相談センターでは、新型コロナウイルス感染症に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

本資料は、新型コロナウイルス感染症に関し、群馬県内の関係機関・団体等のホームページ掲載情報を当センターにおいて収集・整理したものです。

状況が刻々と変化中、講じられる対策も刻々と変化しており、古い情報が掲載されている場合があること、すべての情報を掲載しているものではないことにご留意ください。

また、お困りになっていることがありましたら、以下のとおり受け付けていますので、どうぞお気軽にご利用ください。

- **電話**による相談受付：平日8:30～17:15（上記時間帯以外は留守番電話対応となります。）

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

- **インターネット**による相談受付

URL：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html)



- **FAX**による相談受付

027-221-1649

- **来所**による相談受付：平日8:30～17:15（予約制ではありません。）

所在地：前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎6階

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来所される場合の相談時間は30分とし、飛沫防止のパネル越しでの対応とさせていただきます。また、手指の消毒等について、ご理解・ご協力をお願いいたします。なお、せき、発熱等の症状がある方は来所をお控えください。

まぐみみ群馬



総務省行政相談センター

総務省 群馬行政監視行政相談センター

〒371-0026

前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎6階

電話：027-221-1100

FAX：027-221-1649

【ご注意】

このガイドブックに掲載している情報は、令和5年9月27日時点の情報で作成しております。各機関等における相談窓口等については、随時、追加・変更してまいります。

最新の情報は、群馬行政監視行政相談センターホームページ(下記URL参照)に掲載しております。

URL：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/gunma.html>

## 目次

<b>医療・健康に関すること</b>	<b>事業者の方へ（つづき）</b>
1 ウイルス感染が疑われる場合……………P4	⑦人材確保等支援助成金（テレワークコース）
2 5類移行後の対応について……………P5	⑧事業再構築補助金
3 後遺症が続く場合……………P6	⑨生産性革命推進事業に係る補助金
4 一般的な相談……………P8	
5 <a href="#">新型コロナワクチン接種窓口</a> ……………P8	
	<b>【融資関係（主なもの）】</b>
	① <a href="#">新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付</a>
<b>生活資金のこと</b>	
6 <a href="#">生活・福祉に関する相談窓口</a> ……………P15	
特例貸付償還免除・猶予	
生活困窮者支援に関する相談窓口	
生活保護に関する相談窓口	
	10 <a href="#">事業者向け経営相談窓口</a> ……………P38
<b>労働者の方へ</b>	<b>【国等関係】</b>
7 <a href="#">労働者向け支援窓口</a> ……………P17	① <a href="#">経営相談窓口</a>
◇ 国関係・県関係の相談窓口	◇ 資金繰り・融資に関する相談
① <a href="#">傷病手当金</a>	◇ 支援策全般に関する相談
② <a href="#">休業手当</a>	② 金融機関等への配慮要請に関する問合せ窓口
	③ 下請け取引配慮要請に関する問合せ窓口
	④ 農業者や食品事業者等からの相談窓口
	⑤ 宿泊業者・旅行者等向け特別相談窓口
	⑥ 労務管理に関する特別労働相談窓口
	<b>【県関係】</b>
	◇ 金融・経営・労働相談
	◇ 資金繰り・金融相談
	◇ 経営全般に関する相談
<b>学生の方へ</b>	11 <a href="#">金融機関等との取引に関する相談</a> ……P42
8 <a href="#">学生向け支援窓口</a> ……………P20	12 <a href="#">支援情報に関する相談窓口</a> ……………P42
① <a href="#">高等教育の修学支援制度</a>	
<b>事業者の方へ</b>	
9 <a href="#">事業者向け支援窓口</a> ……………P21	
<b>【給付】</b>	
① <a href="#">雇用調整助成金</a>	
② <a href="#">介護離職防止支援コース</a>	
③ <a href="#">育児休業等支援コース</a>	
④ <a href="#">母性健康管理措置による休暇取得支援コース</a>	
⑤ <a href="#">産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）</a>	
⑥ <a href="#">産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）</a>	

## 税金等の特別措置のこと

- 13 [税金に関する相談窓口](#)……………P43
- 14 [社会保険料等に関する相談窓口](#)……………P45
- 15 [公共料金等に関する相談窓口](#)……………P47
- 16 [住宅ローン返済に関する相談窓口](#)……………P48

## 子ども・外国人等に関すること

- 17 [新型コロナウイルス関係の消費者相談](#)……………P48
- 18 [学校・教育・子育てに関する相談窓口](#)……………P49
- 19 [子供向け相談窓口](#)……………P49
  - ◇ 24時間子供SOSダイヤル
  - ◇ 子どもの人権110番
  - ◇ チャイルドライン
- 20 [外国人向け相談窓口](#)……………P50
  - 【全般】
    - ◇ 外国人生活支援ポータルサイト
    - ◇ 外国人在留支援センター
    - ◇ 外国人への各種支援策
  - 【生活相談】
    - ◇ ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター
  - 【労働相談】
    - ◇ 労働条件相談ほっとライン（13言語対応）
  - 【旅行者】
    - ◇ Japan Visitor Hotline
  - 【外国語人権相談ダイヤル】
  - 【その他】
    - ◇ 法テラス多言語情報提供サービス
    - ◇ よりそいホットライン

## その他の相談に関すること

- 21 [暴力等の被害者支援に関する相談窓口](#)……………P52
  - ① DVに関する相談
  - ② 児童虐待に関する相談
- 22 [こころの相談窓口](#)……………P53
  - ① こころの健康に関する相談
  - ② いのちに関する相談
  - ③ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト
- 23 [法律相談窓口](#)……………P54

**別表 各市町村相談窓口…………… P55**

## 1 ウイルス感染が疑われる場合の相談窓口

発熱などの症状があり、新型コロナウイルス感染症が心配な場合、まずはかかりつけ医や身近な医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がない方や受診できる医療機関がわからない場合は、[外来対応医療機関一覧](#)をご確認いただくか、お住まいの地域の管轄保健福祉事務所・保健所または県受診相談センターにご相談ください。

### 【群馬県の受診・相談センター一覧】

名称	管轄	住所	時間	電話番号
<a href="#">群馬県受診相談センター</a>	全県	—	平日：17:15～翌8:30 休日：8:30～翌8:30 ※保健所・保健福祉事務所が対応外の時間（土日、祝日）	0570-070-567
<a href="#">前橋市受診・相談センター</a> (前橋市保健所)	前橋市	前橋市朝日町3-36-17	8:30～17:15 (平日)	027-220-1151
				FAX: 027-224-0630
<a href="#">高崎市受診・相談センター</a> (高崎市保健所)	高崎市	高崎市高松町5-28	8:30～17:15 (平日)	027-381-6112
				FAX: 027-381-6125

【保健福祉事務所】 電話受付時間はいずれも 平日 8時30分から17時15分まで

名称	所在地	電話	管轄区域
<a href="#">渋川保健福祉事務所</a>	渋川市金井394	0279-22-4166	渋川市、北群馬郡
<a href="#">伊勢崎保健福祉事務所</a>	伊勢崎市下植木町499	0270-25-5066	伊勢崎市、佐波郡
<a href="#">安中保健福祉事務所</a>	安中市高別当336-8	027-381-0345	安中市
<a href="#">藤岡保健福祉事務所</a>	藤岡市下戸塚2-5	0274-22-1420	藤岡市、多野郡
<a href="#">富岡保健福祉事務所</a>	富岡市田島343-1	0274-62-1541	富岡市、甘楽郡
<a href="#">吾妻保健福祉事務所</a>	吾妻郡中之条町大字西中之条183-1	0279-75-3303	吾妻郡
<a href="#">利根沼田保健福祉事務所</a>	沼田市蓮根町4412	0278-23-2185	沼田市、利根郡
<a href="#">太田保健福祉事務所</a>	太田市西本町41-34	0276-31-8243	太田市

桐生保健福祉事務所	桐生市相生町2-351	0277-53-4131	桐生市、みどり市
館林保健福祉事務所	館林市大街道1-2-25	0276-72-3230	館林市、邑楽郡

◆電話での相談が難しい方

【群馬県】

FAX：027-223-7950（感染症・がん疾病対策課）

受付時間：平日 8:30～16:30

【厚生労働省】

FAX：03-3581-6251

メールアドレス：[corona-2020@mhlw.go.jp](mailto:corona-2020@mhlw.go.jp)

## 2 新型コロナウイルス感染症 5類移行後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけは、これまで「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」としていましたが、令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。

### ◇新型インフルエンザ等感染症（2類相当）と5類感染症の主な違い

変更ポイント		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府として一律に日常における基本的感染対策を求めることはない。</li> <li>・感染症法に基づく、新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められなくなる。</li> <li>・限られた医療機関でのみ受診可能であったのが、幅広い医療機関において受診可能になる。</li> <li>・医療費について、健康保険が適用され、1割から3割は自己負担いただくことが原則となるが、一定期間は公費支援を継続する。</li> </ul>		
	新型インフルエンザ等感染症	5類感染症
発生動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に基づく届出から、患者数や死亡者数の総数を毎日把握、公表</li> <li>・医療提供の状況は自治体報告で把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を公表</li> </ul>
医療体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院措置等、行政の強い関与</li> <li>・限られた医療機関による特別な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い医療機関による自律的な通常の対応</li> <li>・新たな医療機関に参画を促す</li> </ul>
患者対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に基づく行政による患者の入院措置・勧告や外出自粛（自宅待機）要請</li> <li>・入院・外来医療費の自己負担分を公費支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府として一律に外出自粛要請はせず</li> <li>・医療費の1割～3割を自己負担</li> <li>入院医療費や治療薬の費用を機関を区切り軽減</li> </ul>

感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み</li> <li>・基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の皆様の主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる</li> <li>・基本的対処方針等は廃止。行政は個人や事業者の判断に資する情報提供を実施</li> </ul>
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法に基づき、特例臨時接種として、自己負担なく接種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度においても、引き続き、自己負担なく接種 <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者など重症化リスクが高い方等：年2回（5月～、9月～）</li> <li>○5歳以上のすべての方：年1回（9月～）</li> </ul> </li> </ul>

## ◇新型コロナウイルス感染症と診断された場合

### (1) 療養期間について

- ・発症後5日間は特に他人に感染させるリスクが高いため、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として5日間経過し、かつ、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間が経過するまでは外出を控えることが推奨される。
- ・10日経過するまでは、ウイルス排出の恐れがあるため、不織布マスクを着用する、高齢者等のハイリスク者との接触を控える。

### (2) 同居者について

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方と同居している場合、可能であれば部屋を分け、できるだけ接触しないようにする。
- ・感染した方との発症日を0日目とし、5日間は体調に留意する。
- ・7日目までは発症する可能性があるため、手洗い、換気塔の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触を控える。

### (3) 濃厚接触者の取り扱いについて

- ・保健所は「濃厚接触者」を特定しない。
- ・「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められない。

[目次に戻る](#)

## 3 新型コロナウイルス感染症 後遺症が続く場合の相談窓口

### ◇新型コロナウイルス感染症の後遺症（罹患後症状）について

新型コロナウイルス感染症にかかった後、ほとんどの方は時間経過とともに症状が改善しますが、一部で長引く症状があることがわかっています。

○代表的な症状

倦怠感、関節痛、筋肉痛、咳、息切れ、記憶障害、集中力低下、不眠、頭痛、抑うつ、嗅覚障害、味覚障害、動悸、下痢、腹痛

○後遺症と思われる症状がある場合

かかりつけ医や新型コロナウイルス感染症の診断を受けた医療機関、県受診・相談センターにご相談ください。



参考：[新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）について（厚生労働省）](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00402.html)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00402.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00402.html)

[新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に関するQ&A（厚生労働省）](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/kouisyuu_qa.html)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_jiryou/kouisyuu\\_qa.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/kouisyuu_qa.html)

[新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント](https://www.mhlw.go.jp/content/000952747.pdf)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000952747.pdf>

#### ◇新型コロナウイルス感染症の後遺症が続く場合の各種支援

##### 【労災保険】

業務により新型コロナウイルスに感染した後、後遺症があり、療養等が必要と認められる場合には、労災保険給付の対象となります。労災保険の請求手続きについては、事業所を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

##### 【健康保険】

業務外の事由による療養のため業務に服することができない場合には、健康保険の被保険者は要件を満たせば、保険者から傷病手当金が支給されます。支給申請の手続きについては、ご加入の健康保険組合等にご相談ください。

##### 【障害年金】

後遺症により生活や仕事など、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害が残る場合等には、一定の保険料納付要件を満たせば、障害年金の対象となります。

ただし、同一の事由により、労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付等が行われる場合には、労災保険給付の一部が減額されることがあります。

また、同一の傷病により、傷病手当金が支給される場合には、傷病手当金の全部または一部の支給が停止されます。

障害年金の支給要件等については、お近くの年金事務所、または、ねんきんダイヤルにご相談ください。また、障害年金の詳細は、日本年金機構HPをご参照ください。

ねんきんダイヤル：0570-05-1165（ボタ代別）

日本年金機構HP：<https://www.nenkin.go.jp/service/scenebetsu/shougai.html>

##### 【生活困窮者自立支援制度】

上記のほか、生活にお困りの場合には、お困りの状況に応じて、就労や住まい等の支援を行っています。

まずはお近くの相談窓口にご相談ください。詳細は、お住まいの相談窓口をご参照ください。

[生活困窮者支援に関する群馬県内の相談窓口](#)：P15-16 を参照

[目次に戻る](#)



## 4 一般的な相談窓口

- 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な電話相談を行いたい方は、以下の電話相談窓口にご相談ください。

【厚生労働省】

- ・ 0120-565653 (フリーダイヤル) (土日・祝日も実施)  
※日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語 (9時～21時)  
※タイ語 (9時～18時)  
※ベトナム語 (10時～19時)

- 外国人向け相談窓口

- ① 群馬県新型コロナウイルス相談ホットライン

電話番号： 027-212-0010

対応時間： 24時間365日

対応言語： 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語他 (計20言語)

対応範囲： 新型コロナウイルス感染症にかかっているか心配な場合等

- ② ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター

電話番号： 027-289-8275

対応時間： 9時～17時 (月～金)

対応言語： 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、やさしい日本語

対応範囲： 在留手続き、仕事、健康など生活全般

- 聴覚に障害がある方や電話でのご相談が難しい場合は、以下をご利用ください。

【厚生労働省】 FAX 03-3581-6251

Email : [corona-2020@mhlw.go.jp](mailto:corona-2020@mhlw.go.jp)

または、一般財団法人 全日本ろうあ連盟 (URL: <https://www.jfd.or.jp/>) をご覧ください。

[目次に戻る](#)

## 5 新型コロナワクチン接種に関する相談窓口

【新型コロナワクチン接種についてのお知らせ】

参考URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)

(厚生労働省)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html>

(内閣官房)

コロナワクチンナビ <https://v-sys.mhlw.go.jp/> (厚生労働省)

<https://www.pref.gunma.jp/page/3160.html> (群馬県)

#### ◇接種の目的

新型コロナウイルスの発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延を図るため実施します。

なお、接種は強制ではありません。接種を受ける場合は、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、理解した上で、自らの意志で接種を受けていただきます。受ける方の同意なく接種が行われることはありません。

#### ◇追加接種

新型コロナワクチンには、高い発症予防効果等があるとされ接種が進められてきましたが、接種後の時間の経過とともに、その有効性が徐々に低下していくことが示唆されています。このため、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、追加接種を実施しています。

#### ◇接種を受けることができない方又は注意が必要な方

##### (1) ワクチン接種を受けることができない方

- ①発熱（通常37.5度以上）している方
- ②アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある方
- ③重い急性疾患にかかっている方

##### (2) ワクチン接種に注意が必要な方（※）

（※）かかりつけ医に御相談ください。

- ①過去に免疫不全の診断を受けた方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ②心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある方
- ③過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーを起こしたことがある方
- ④抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障害のある方

#### ◇接種費用

全額公費のため、無料で接種が受けられます。

接種が受けられる期間は令和6年3月31日までです。

#### ◇接種後の副反応について

##### ①接種後、すぐに現れる可能性のある主な症状

- ・皮膚のかゆみ、発疹、じんましん
- ・腹痛、吐き気
- ・声のかすれ、くしゃみ、喉のかゆみ、息苦しさ

##### ②接種後、数日以内に現れる可能性のある主な症状

- ・接種当日：痛み、腫れ（持続期間：約2日）
- ・接種翌日：頭痛、疲労、筋肉痛、寒気、発熱、下痢（持続期間：約1日）

まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがありますが、医療機関や会場において、医薬品などの準備をしています。

#### ◇令和5年度ワクチン接種について

令和5年 春 開始接種 (令和5年5月8日～)	令和5年 秋 開始接種 (令和5年9月20日以降)
65歳以上の方	生後6か月以上のすべての方
12～64才の基礎疾患がある方	令和5年春開始接種の対象者は追加でもう 1回接種
医療従事者等の方	

#### ◇小児接種（5歳～11歳）について

接種時期は、令和4年2月21日～令和6年3月31日までです。  
詳しくは、お住まいの市町村の広報誌やホームページ等で御確認ください。

#### ◇乳幼児接種（生後6か月～4歳）について

接種時期は、令和4年10月24日～令和6年3月31日を予定しています。  
詳しくは、お住まいの市町村の広報誌やホームページ等で御確認ください。

以下、参考情報です。

##### ○小児への新型コロナワクチン接種に対する考え方（日本小児科学会）

[https://www.jpccs.or.jp/modules/activity/index.php?content\\_id=507](https://www.jpccs.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=507)

##### ○生後6か月から4歳の小児への新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ

（日本小児科学会）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001004624.pdf>

#### ◇予防接種健康被害救済制度

ワクチン接種に伴い、副反応による健康被害が生じた場合、国では救済制度を設けています。救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金の給付）が受けられます。

#### ◇新型コロナウイルス感染症予防接種証明書

予防接種法に基づく新型コロナワクチンを接種済みの方が、新型コロナワクチン接種の事実を公的に証明するものとして、被接種者からの申請に基づき市町村が交付します。

「パスポート情報等を記載した海外用及び日本国内用の接種証明書」と「パスポート情報等の記載のない日本国内用の接種証明書」の2種類が、書面又は電子版で交付可能です。

##### (1) 書面での交付（コンビニ交付を除く）の場合

市町村の窓口（郵送申請・電子申請を含む）への申請となります。

##### ○海外用及び日本国内用

- ①申請書
- ②海外渡航時に有効なパスポート
- ③接種券番号がわかるもの（接種券のうち「予診のみ」部分、接種券番号のある接種済証等）

##### ○日本国内用

- ①申請書
- ②本人確認書類（少なくとも氏名及び生年月日が記載されたもの）
- ③接種券番号がわかるもの（接種券のうち「予診のみ」部分、接種券番号のある接種済証等）

##### (2) 電子（スマートフォン）での交付の場合

スマートフォン上の専用アプリでの申請となります。アプリのダウンロード方法や申請手順の詳細は以下をご確認ください。

【デジタル庁ウェブサイト：新型コロナワクチン接種証明書アプリ】

<https://www.digital.go.jp/policies/vaccinecert/>

- 海外用及び日本国内用
  - ①マイナンバーカード＋暗証番号4桁
  - ②海外渡航時に有効なパスポート
- 日本国内用
  - ①マイナンバーカード＋暗証番号4桁

### 〔3〕コンビニ交付の場合

対象のコンビニエンスストア等店舗内の端末での申請となります。

- 海外用及び日本国内用
  - ①マイナンバーカード＋暗証番号4桁
  - ②接種証明書発行料（120円）
  - ③令和4年7月21日以降に新型コロナワクチン接種証明書アプリ、市町村窓口等で海外用の接種証明書を取得しており、その時と旅券番号が同じであること
- 日本国内用
  - ①マイナンバーカード＋暗証番号4桁
  - ②接種証明書発行料（120円）

### ◇[ぐんまワクチン手帳](#)

新型コロナウイルスワクチン接種を受けた本人の接種の事実をスマートフォン等に表示するもので、紙の接種済証と同じ事実を表示させるもの

#### [ぐんまワクチン手帳操作方法](#)

問合せ先：知事戦略部デジタルトランスフォーメーション戦略課  
電話：[027-897-2991](tel:027-897-2991)（平日：8:30～17:15）

### ◇[群馬県LINE公式アカウント「群馬県デジタル窓口」](#)

群馬県の各種デジタル手続き（登録、申請等）機能やお役立ち情報を提供する場（プラットフォーム）として開設された群馬県の公式LINEアカウントです。



### ◇[差別の禁止](#)

新型コロナウイルスワクチンは、予防接種法で接種を受けるよう努めなければならないとされていますが、接種を受ける方の同意なく接種が行われることはありません。

接種を受けることは強制ではありませんので、周りの方に接種を強要したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることがないようにお願いします。

なお、ワクチン接種を受けていない人に対する差別的な取り扱いなど、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめの被害にあった方からの相談を以下の窓口で受け付けています。困った時は、一人で悩まずに相談してください。

- [法務省相談窓口（法務省）](#)
- [厚生労働省総合労働相談センター（群馬労働局）](#)

## ◇電話相談窓口

県電話相談窓口〈ぐんまコロナワクチンダイヤル〉	
電話番号	0570-783-910（ナビダイヤル）
受付内容	ワクチン接種後の副反応に係る相談等、医学的知見が必要となる専門的相談 副反応による医療機関の受診に係る相談
受付時間	24時間（土日・祝日も対応）
電話対応	看護師
外国語対応	20カ国語対応（通訳者を含む三者通話対応）  日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語

○聴覚に障害がある方など電話での相談が難しい方は、[問合せ様式（※）](#) に記入の上、FAXまたはメールでご相談ください。

※群馬県HP（<https://www.pref.gunma.jp/page/3160html>）からダウンロードしてください。

FAX番号：027-223-7872

メール：[corona-vaccine@pref.gunma.lg.jp](mailto:corona-vaccine@pref.gunma.lg.jp)

厚生労働省電話相談窓口〈新型コロナワクチンコールセンター〉	
電話番号	国内から：0120-761-770（フリーダイヤル） 海外から：（+81）50-3734-0348（通話料有料）
受付時間	9時～21時（土日・祝日も対応） ※タイ語：9時～18時、ベトナム語：10時～19時
対応言語	日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語

※コロナワクチン施策に関すること

○聴覚に障害がある方は、FAX等での相談が可能です。

FAX番号：03-3581-6251

メール：[corona-2020@mhlw.go.jp](mailto:corona-2020@mhlw.go.jp)

詳細は、[新型コロナウイルス危機管理対策本部（一般財団法人全日本ろうあ連盟）](#) を御覧ください。

○外国人の方は、以下ホームページを御覧ください。

- ・多言語による生活情報（新型コロナウイルス関連）……コロナワクチンダイヤルについて掲載
- ・外国語の新型コロナワクチンの予診票等……多言語による予診票、ワクチンの説明など

新型コロナウイルスワクチン接種に関する市町村相談窓口			
市町村名	相談窓口	電話番号	受付時間
<a href="#">前橋市</a>	ワクチン接種専用ダイヤル	<u>0570-0567-02</u>	8:30~17:15 (毎日)
	聴覚に障害がある方	FAX専用相談票 <u>027-212-3708</u> メール： <a href="mailto:vaccination@city.maebashigunma.jp">vaccination@city.maebashigunma.jp</a>	
<a href="#">高崎市</a>	コロナワクチン予約センター（予約）	<u>0120-08-5670</u>	平日：9:00~18:00
	コロナワクチン問い合わせ電話	<u>027-395-7300</u>	
	聴覚に障害がある方 (火曜から日曜の10:00~18:00)	FAX： <u>027-325-0112</u> 電話： <u>027-325-0111</u> メール： <a href="mailto:sosocenter@city.takasakigunma.jp">sosocenter@city.takasakigunma.jp</a>	
<a href="#">桐生市</a>	予約受付センター	<u>0277-44-8212</u>	平日：9:00~17:00
<a href="#">伊勢崎市</a>	新型コロナウイルスワクチンコールセンター	<u>0570-017394</u>	月~土：8:30~17:30
<a href="#">太田市</a>	新型コロナワクチン接種コールセンター	<u>0276-60-5881</u>	毎日：9:00~17:00
<a href="#">沼田市</a>	コロナワクチンコールセンター	<u>0278-25-8861</u>	平日：9:00~17:00
<a href="#">館林市</a>	コロナワクチンコールセンター	<u>0570-010-884</u>	平日：9:00~17:00
<a href="#">渋川市</a>	コロナワクチン予約専用電話	<u>050-8882-6271</u>	毎日：9:00~17:00
<a href="#">藤岡市</a>	コロナワクチンコールセンター	<u>0274-40-8024</u>	平日：9:00~17:00
<a href="#">富岡市</a>	コロナワクチン接種相談・予約センター	<u>0120-500-662</u>	平日：9:00~17:00
<a href="#">安中市</a>	ワクチン接種コールセンター	<u>0570-056-716</u>	平日：8:30~17:00
<a href="#">みどり市</a>	ワクチン接種コールセンター	<u>0120-952-332</u>	平日：9:00~17:00
<a href="#">榛東村</a>	コロナワクチンコールセンター	<u>050-5445-6215</u>	毎日：9:00~19:00
<a href="#">吉岡町</a>	新型コロナウイルスワクチンコールセンター	<u>050-5445-3744</u>	毎日：9:00~19:00
<a href="#">上野村</a>	保健福祉課	<u>0274-59-2309</u>	平日：8:30~17:15
<a href="#">神流町</a>	神流町役場	<u>0274-57-2111</u>	平日：8:30~17:15
<a href="#">下仁田町</a>	コロナワクチン接種相談・予約センター	<u>0120-500-662</u>	平日：9:00~17:00
<a href="#">南牧村</a>	コロナワクチン接種相談・予約センター	<u>0120-500-662</u>	平日：9:00~17:00
<a href="#">甘楽町</a>	コロナワクチン接種相談・予約センター	<u>0120-500-662</u>	平日：9:00~17:00

<a href="#">中之条町</a>	新型コロナワクチン接種コールセンター	<u>0279-26-8081</u>	平日：9:00～17:00
<a href="#">長野原町</a>	新型コロナワクチン接種の予約に関するコールセンター	<u>0279-82-1191</u>	平日：9:00～16:45
<a href="#">嬭恋村</a>	健康福祉課保健室	<u>0279-96-1975</u>	平日：8:30～17:30
<a href="#">草津町</a>	ワクチン接種コールセンター	<u>0279-82-1870</u>	平日：9:00～17:00
<a href="#">東吾妻町</a>	コールセンター東吾妻	<u>0279-68-2277</u>	平日：9:00～17:00
<a href="#">高山村</a>	新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター	<u>0279-26-3800</u>	平日：9:00～17:00
<a href="#">片品村</a>	新型コロナワクチンコールセンター	<u>0278-25-8155</u>	平日：9:00～17:00
<a href="#">川場村</a>	健康福祉課 健康保険係	<u>0278-52-2111</u>	平日：8:30～17:15
<a href="#">昭和村</a>	ワクチンコールセンター	<u>0278-23-6050</u>	平日：9:00～17:00
<a href="#">みなかみ町</a>	新型コロナワクチン接種対策室	<u>0278-25-3106</u>	平日：8:30～17:15
<a href="#">玉村町</a>	新型コロナワクチン接種コールセンター	<u>0270-75-1377</u>	平日：9:00～17:00
<a href="#">板倉町</a>	ワクチン専用ダイヤル	<u>0276-55-8270</u>	平日：9:00～17:00
<a href="#">明和町</a>	コールセンター	<u>0570-035-202</u>	平日：9:00～17:00
<a href="#">千代田町</a>	新型コロナワクチン接種コールセンター	<u>0276-55-0075</u>	平日：9:00～17:00
<a href="#">大泉町</a>	ワクチンコールセンター	<u>0276-55-4661</u>	平日：9:00～17:00
<a href="#">邑楽町</a>	新型コロナワクチンコールセンター	<u>0276-47-5033</u>	平日：8:30～17:00

[目次に戻る](#)



## 6 生活・福祉に関する相談窓口

### ◇特例貸付償還免除・猶予

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済的支援策として、緊急小口資金や総合支援資金等の特例貸付が行われていましたが、令和4年9月末で終了いたしました。

返済にお困りの方、償還免除・猶予等を希望する方は、以下の窓口にご相談ください。

○群馬県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター

電話 027-288-0830

受付時間：9時～17時（月～金曜日）

その他制度に関するお問合せはこちら

○厚生労働省生活福祉資金貸付相談コールセンター

電話 0120-46-1999

受付時間：9時～17時（月～金曜日）

### 生活困窮者支援に関する群馬県内の相談窓口

市町村	自立相談支援機関または社会福祉協議会	電話番号
<a href="#">前橋市</a>	まえばし生活自立相談センター（前橋市社会福祉課内）	027-898-6891
<a href="#">高崎市</a>	高崎市社会福祉課生活支援担当	027-321-1302
<a href="#">桐生市</a>	桐生市福祉課	0277-46-1111(内線271、285)
<a href="#">伊勢崎市</a>	伊勢崎市社会福祉課	0270-27-2749
<a href="#">太田市</a>	自立相談支援センター（市役所南庁舎1階）	0276-48-8177
<a href="#">沼田市</a>	沼田市社会福祉課	0278-23-2111(内線3104)
<a href="#">館林市</a>	館林市社会福祉課	0276-72-4111(内線640)
<a href="#">渋川市</a>	渋川市地域包括ケア課	0279-22-2250
<a href="#">藤岡市</a>	藤岡市社会福祉協議会	0274-25-8456
<a href="#">富岡市</a>	富岡市社会福祉協議会	0274-70-2232
<a href="#">安中市</a>	安中市福祉課（生活支援相談窓口）	027-382-1111(内線1191)
<a href="#">みどり市</a>	みどり市生活困窮者自立支援機関	0277-76-0975
<a href="#">榛東村</a>	榛東村社会福祉協議会	0279-55-5294
<a href="#">吉岡町</a>	吉岡町社会福祉協議会	0279-25-7790
<a href="#">上野村</a>	上野村社会福祉協議会	0274-59-2592
<a href="#">神流町</a>	神流町社会福祉協議会	0274-58-2781
<a href="#">下仁田町</a>	下仁田町社会福祉協議会	0274-82-5491
南牧村	南牧村社会福祉協議会	0274-87-2676
<a href="#">甘楽町</a>	甘楽町社会福祉協議会	0274-74-5700
<a href="#">中之条町</a>	中之条町社会福祉協議会	0279-75-8839
<a href="#">長野原町</a>	長野原町社会福祉協議会	0279-82-4487
<a href="#">嬭恋村</a>	嬭恋村社会福祉協議会	0279-96-1611
<a href="#">草津町</a>	草津町社会福祉協議会	0279-88-1050

<a href="#">高山村</a>	高山村社会福祉協議会	0279-63-2075
<a href="#">東吾妻町</a>	東吾妻町社会福祉協議会	0279-68-2772
<a href="#">片品村</a>	片品村社会福祉協議会	0278-58-4812
<a href="#">川場村</a>	川場村社会福祉協議会	0278-50-1122
<a href="#">昭和村</a>	昭和村社会福祉協議会	0278-20-1126
<a href="#">みなかみ町</a>	みなかみ町社会福祉協議会	0278-62-0081
<a href="#">玉村町</a>	玉村町社会福祉協議会	0270-65-8864
<a href="#">板倉町</a>	板倉町社会福祉協議会	0276-82-3900
<a href="#">明和町</a>	明和町社会福祉協議会	0276-84-4013
<a href="#">千代田町</a>	千代田町社会福祉協議会	0276-86-6181
<a href="#">大泉町</a>	大泉町社会福祉協議会	0276-63-2294
<a href="#">邑楽町</a>	邑楽町社会福祉協議会	0276-88-2408

### ◇生活保護制度

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

生活保護については、以下の窓口にご相談ください。

#### 生活保護に関する群馬県内の相談窓口

福祉事務所	所管区域	住所	電話番号
前橋市福祉事務所	前橋市	前橋市大手町2-12-1	027-224-1111
高崎市福祉事務所	高崎市	高崎市高松町35-1	027-321-1111
桐生市福祉事務所	桐生市	桐生市織姫町1-1	0277-46-1111
伊勢崎市福祉事務所	伊勢崎市	伊勢崎市今泉町2-410	0270-24-5111
太田市福祉事務所	太田市	太田市浜町2-35	0276-47-1111
沼田市福祉事務所	沼田市	沼田市下之町888	0278-23-2111
館林市福祉事務所	館林市	館林市城町1-1	0276-72-4111
渋川市福祉事務所	渋川市	渋川市石原80	0279-22-2111
藤岡市福祉事務所	藤岡市	藤岡市中栗須327	0274-22-1211
富岡市福祉事務所	富岡市	富岡市富岡1460-1	0274-62-1511
安中市福祉事務所	安中市	安中市安中1-23-13	027-382-1111
みどり市福祉事務所	みどり市	みどり市笠懸町鹿2952	0277-76-2111
伊勢崎保健福祉事務所	榛東村、吉岡町、玉村町	伊勢崎市下植木町499	0270-25-5570
富岡保健福祉事務所	上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町	富岡市田島343-1	0274-62-1541
吾妻保健福祉事務所	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町	吾妻郡中之条町西中之条183-1	0279-75-3303
利根沼田保健福祉事務所	片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	沼田市薄根町4412	0278-23-2185
館林保健福祉事務所	板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	館林市大街道1-2-25	0276-72-3230

[目次に戻る](#)

## 7 労働者向け支援相談窓口

### 【国関係】

- 群馬労働局では、労働者の方向けに、新型コロナウイルス感染症の影響による賃金等労働条件に関する相談、退職、解雇、労働条件引下げに関する相談等に応ずるための「[特別労働相談窓口](#)」を開設しています。
  - ・ 開設場所：[群馬労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー](#)
  - ・ 住所：前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階
  - ・ 電話番号：027-896-4739  
(開設時間：8時30分～17時15分(土日、祝日を除く))

### 【県関係】

- 群馬県労働政策課([ぐんま県民労働相談センター](#))では、新型コロナウイルス感染症の影響による労働条件、解雇、賃金不払い等労働問題に関する相談を受け付けています。
  - ・ 電話番号：0120-54-6010(フリーダイヤル)(受付時間：平日9時～17時15分)  
※ 近くの県民労働相談センター(県庁労働政策課、高崎及び太田行政県税事務所の県民労働相談センター)へつながる。

○どこで相談すれば良いかわからないときや相談内容が複数の分野にわたるときなどは、「[総合労働相談コーナー](#)」にご相談ください。【相談時間】平日9:30～17:00(土日祝休)

名称	所在地	電話番号
群馬労働局総合労働相談コーナー	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 群馬労働局雇用環境・均等室	027-896-4677
高崎総合労働相談コーナー	高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎3階 高崎労働基準監督署内	027-367-2306
前橋総合労働相談コーナー	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎7階 前橋労働基準監督署内	027-896-3062
伊勢崎総合労働相談コーナー	伊勢崎市下植木町517 前橋労働基準監督署伊勢崎分庁舎内	0270-25-3363
桐生総合労働相談コーナー (※相談時間 9:00～16:30)	桐生市末広町13-5 桐生地方合同庁舎1階 桐生労働基準監督署内	0277-44-3523
太田総合労働相談コーナー	太田市飯塚町104-1 太田労働基準監督署内	0276-58-9722
沼田総合労働相談コーナー (※相談時間 9:15～16:45)	沼田市蓮根町4468-4 沼田労働基準監督署内	0278-23-0323
藤岡総合労働相談コーナー	藤岡市下栗須124-10 藤岡労働基準監督署内	0274-22-1418
中之条総合労働相談コーナー	吾妻郡中之条町大字中之条664-1 吾妻労働基準監督署内	0279-75-3034

No.1	<b>傷病手当金</b>
概要	◇ 健康保険等の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、傷病手当金が支給されます。
支給要件	次の条件をいずれも満たしたときに支給されます。 ①業務災害以外の病気やけがの療養のために働くことができないこと ※業務又は通勤に起因する病気やけがは労災保険給付の対象となります。 ②4日以上仕事を休んでいること ※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待機期間）、4日目以降の仕事を休んだ日について支給されます。 ※待機期間には、有給休暇、土日祝等の公休日を含みます。
支給期間	支給を始めた日から最長1年6か月の間
支給額	◇1日あたりの支給額 傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額 $\text{支給総額} = \left( \frac{\text{直近12月間の標準報酬月額の平均額}}{30} \right) \times \frac{2}{3} \times \text{支給日数}$
連絡先	○全国健康保険協会群馬支部 027-219-2100（平日8:30～17:15） ○国民健康保険加入者は、お住まいの市町村にお問い合わせください。
URL	全国健康保険協会： <a href="https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/sb3040/r139/">https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/sb3040/r139/</a>

No.2	<b>休業手当（労働基準法第26条）</b>
概要	◇ 会社は、会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、休業期間中に休業手当を支払わなければならないとされています。  不可抗力による休業の場合、会社に休業手当の支払義務はないが、会社は休業回避のための具体的努力を最大限尽くしたといえるかは、 ・自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分に検討しているか。 ・労働者に他に就かせることができる業務があるにもかかわらず休業させていないかなどの事情から個別に判断されるため、「新型コロナウイルス感染症の影響」だけを理由にして、一律に休業手当の支払義務がなくなるものではない。 ◇ 休業手当の額 平均賃金の100分の60以上の額
連絡先	<a href="#">最寄りの労働基準監督署</a> （平日 8:30～17:15）

◇業務によって感染した場合、**労災保険給付**の対象となります。群馬労働局労働基準部労災補償課  
(電話：027-896-4738)・[最寄りの労働基準監督署](#)にご相談ください。

## 1. 対象となるのは

- (1) 感染経路が業務によることが明らかな場合
- (2) 感染経路が不明でも、感染リスクが高い業務(※)に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合  
※複数の感染者が確認された労働環境下での業務  
※顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務
- (3) 医師・看護師や介護業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

## 2. 労災保険の種類

### (1) 療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができる。
- ② やむをえず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担した後労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給される。

### (2) 休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができる。

- ① 給付日：休業4日目から
- ② 給付額：休業一日あたり給付基礎日額(※)の8割(特別給付金2割含む)

※原則、発症日直前3か月分の賃金を暦日数(カレンダー上の日数)で割ったもの

### (3) 遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受けることができる。



## 8 学生向け支援相談窓口

No.1	家計が急変した学生への支援 <b>高等教育の修学支援新制度</b>				
概要	◇ 生計維持者の就労困難や失職、災害等やむを得ない事由（※）等による家計急変により、学費等支援が必要になった学生に対し、授業料等減免＋給付型奨学金（返済不要）の支給支援を行う （※）新型コロナウイルス感染症の影響を新たに対象とする				
	原則		家計急変の場合の特例		
対象学生	家計、学業その他の要件を満たす者		家計急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者		
申込み	年2回（4月始期分、10月始期分）		随時（急変事由の発生後3か月以内）		
支援開始	4月始期 又は 10月始期		随時（認定後速やかに） 申請日の属する月から支給開始できるよう運用拡充		
判定対象所得	前年所得		急変事由発生翌月から申請月前月分まで（最大12か月）の所得で判定		
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割の課税標準額×6% －（調整控除の額＋税密弱調整額）		左記に準ずる額（年間所得の見込額を元に基準額を算定）		
支援額	（例）非課税世帯の場合（※）				
		授業料等減免		給付型奨学金	
		入学金	授業料	自宅生	自宅外生
	国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円	
※準ずる世帯の場合は、2/3又は1/3					
相談窓口	○各大学の学生課や奨学金窓口 ○日本学生支援機構 奨学金相談センター（月～金、9時～20時） 電話： <u>0570-666-301</u> （ナビダイヤル） 一部携帯電話、一部IP電話： <u>03-6743-6100</u>				
URL	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/indexhtm">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/indexhtm</a>				

※この他にも貸与型奨学金の給付、授業料納付時期の猶予、各大学独自の授業料等減免等に対する支援があります。詳しくは、各大学等にお問い合わせください。

### 奨学金の返還について

独立行政法人 日本学生支援機構では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経済困難等の事情により返還が困難になった場合に、減額返還や返還期間猶予を願い出る制度があります。詳しくは、下記窓口で御確認ください。

（URL：[https://www.jassogo.jp/shogakukin/henkan\\_konnan](https://www.jassogo.jp/shogakukin/henkan_konnan)）

電話：0570-666-301（ナビダイヤル：月～金 9時～20時）

## 9 事業者向け支援相談窓口

### 【給付関係（主なもの）】

No.1	<b>雇用調整助成金</b>
概要	<p>◇ 雇用調整助成金とは、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者の雇用の維持を図るための休業、教育訓練、出向に要した費用を助成するものです。</p> <p>◇ 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇いを維持した場合に助成されます。</p> <p>◇ 特例措置（コロナ特例）の経過措置については、令和5年3月31日に終了しました。</p>
受給要件	<p>次の要件のいずれも満たすことが必要です。</p> <p>(1)雇用保険の適用事業主であること。</p> <p>(2)売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること。</p> <p>(3)雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上、中小企業以外の場合は5%を超えてかつ6人以上増加していないこと。</p> <p>(4)実施する雇用調整が一定の基準を満たすものであること。</p> <p>〔1〕休業の場合 労使間の協定により、所定労働日の全一日にわたって実施されるものであること。（※1） ※1 事業所の従業員（被保険者）について1時間以上実施されるものであっても可。</p> <p>〔2〕教育訓練の場合 〔1〕と同様の基準のほか、教育訓練の内容が、職業に関する知識・技能・技術の習得や向上を目的とするものであること（※2）。 ※2 受講者本人のレポート等の提出が必要です。</p> <p>〔3〕出向の場合 対象期間内に開始され、3か月以上1年以内に出向元事業所に復帰するものであること。</p> <p>(5)過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響にともなう特例による雇用調整助成金（コロナ特例）の支給を受けたことがある場合は、当該特例に係る対象期間内の最後の判定基礎期間末日（助成金が支給されたものに限る。）の翌日から起算して一年を超えていること。 ※令和4年12月以降に新たに新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業活動の縮小を余儀なくされて休業等する事業主や、判定基礎期間初日が令和5年4月1日から令和5年6月30日までの間にある申請については、一部緩和措置があります。</p>
受給額	<p>受給額は、休業を実施した場合、事業主が支払った休業手当負担額、教育訓練を実施した場合、賃金負担額の相当額に次の(1)の助成率を乗じた額です。ただし教育訓練を行った場合は、これに(2)の額が加算されます。</p>



(ただし受給額の計算に当たっては、1人1日あたり8,490円を上限とするなど、いくつかの基準があります。)  
 休業・教育訓練の場合、その初日から1年の間に最大100日分、3年の間に最大150日分受給できます。出向の場合は最長1年の出向期間中受給できます。

受給額

助成内容と受給できる金額	中小企業	中小企業以外
(1)休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※対象労働者1人あたり8,490円が上限です。(令和5年8月1日現在)	2/3	1/2
(2)教育訓練を実施したときの加算(額)	(1人1日当たり) 1,200円	

詳細については以下のとおり。

○雇用調整助成金ガイドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>

○県内各ハローワーク

問合せ先

名称	電話番号	管轄区域
ハローワーク前橋	電話：027-290-2111	前橋市
ハローワーク高崎	電話：027-327-8609	高崎市(新町、吉井町除く)
ハローワーク安中	電話：027-382-8609	安中市
ハローワーク桐生	電話：0277-22-8609	桐生市、みどり市
ハローワーク伊勢崎	電話：0270-23-8609	伊勢崎市、玉村町
ハローワーク太田	電話：0276-46-8609	太田市
ハローワーク館林	電話：0276-75-8609	館林市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、明和町、千代田町)
ハローワーク沼田	電話：0278-22-8609	沼田市、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)
ハローワーク富岡	電話：0274-62-8609	富岡市、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)
ハローワーク藤岡	電話：0274-22-8609	藤岡市、高崎市(新町、吉井町)、多野郡(上野村、神流町)
ハローワーク渋川	電話：0279-22-2636	渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)
ハローワーク中之条	電話：0279-75-2227	吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町)

○群馬労働局 職業対策課

電話：027-210-5008 (平日 8時30分～17時15分)

○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

電話：0120-603-999 (9時～21時 土日祝含む)

手続き簡素化	<p>◇雇用調整助成金等オンライン受付システム  <a href="https://kochkinhelworkmhlwgojp/prweb/shinsei/app/default/vP37Z9yAGFNbL4cac7Q*/STANDARD">https://kochkinhelworkmhlwgojp/prweb/shinsei/app/default/vP37Z9yAGFNbL4cac7Q*/STANDARD</a></p> <p>◇雇用調整助成金等オンライン受付システム操作マニュアル  <a href="https://www.mhlwgojp/content/000637154.pdf">https://www.mhlwgojp/content/000637154.pdf</a></p>
URL	<a href="https://www.mhlwgojp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080400.html">https://www.mhlwgojp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080400.html</a>

No2	<b>両立支援等助成金 介護離職防止支援コース</b> (新型コロナウイルス感染症対応特例)						
概要	◇ 新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。						
対象労働者	<p>①介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合</p> <p>②新型コロナウイルス感染症への対応のため、家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスの利用を控えている場合</p> <p>③家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により、家族を介護することができなくなった場合</p>						
支給要件	<p>一事業主あたり5人まで支給</p> <p>①新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度(※)を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知する。  ※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度  ※所定労働日の20日以上取得できる制度</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を合計5日(※)以上取得する。</p> <p><b>申請期限：支給要件を満たした翌日から起算して2ヶ月以内</b></p>						
支給額	<p>労働者一人あたり</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>取得日数</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計5日以上10日未満</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>合計10日以上</td> <td>35万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 中小事業主あたり5人まで申請可能</p>	取得日数	支給額	合計5日以上10日未満	20万円	合計10日以上	35万円
取得日数	支給額						
合計5日以上10日未満	20万円						
合計10日以上	35万円						

申請・相談 窓口	詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。 ○群馬労働局雇用環境・均等室（前橋地方合同庁舎8階） 電話：027-896-4739（平日8時30分～17時15分）
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/youritsu01/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/youritsu01/index.html</a>

No.3	<b>育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）</b>
概要	◇ 新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇）を取得させた事業主が助成金の対象となります。
支給要件	1 以下の①及び②の措置を実施していること。 ① 小学校等（小学校、保育園、幼稚園など）が臨時休業等になった場合、及び子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又はそのおそれがある等の場合に、子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金が全額支払われるもの）を7日以上取得できる制度について規定化していること。 ② 小学校等が臨時休業した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの措置についての社内周知をしていること。 ・テレワーク勤務 ・短時間勤務制度 ・フレックスタイムの制度 ・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度） ・小学校等の休業期間に限定した短時間勤務・時差出勤の制度 ・夜勤回数の制限 ・労働者の子ども向けの保育施設の設定・運営 ・ベビーシッター費用補助制度 等 2 対象労働者1人につき、1①に定めた特別有給休暇を1日（分割の場合は、1日の平均所定労働時間）以上取得していること。
助成額	<b>1人あたり10万円</b> 1事業主につき10人まで（上限：100万円）  ※事業所単位ではなく、事業主単位での申請となります。
対象となる子ども	1 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業をした小学校等に通う子ども 2 ①～③のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども ① 新型コロナウイルスに感染した子ども ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある子ども ③ 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

申請期間	休暇取得期間	申請期間
	令和5年4月1日～令和5年6月30日	令和5年4月1日～令和5年8月31日
	令和5年7月1日～令和5年9月30日	令和5年7月1日～令和5年11月30日
	令和5年10月1日～令和5年12月31日	令和5年10月1日～令和6年2月29日
	令和6年1月1日～令和6年3月31日	令和6年1月1日～令和6年5月31日
申請先 問い合わせ先	<p>○群馬労働局雇用環境・均等室 〒371-8567 前橋市大手町3-2-1 前橋地方合同庁舎8階 電話：027-896-4739（平日8時30分～17時15分）</p>	
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20699.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20699.html</a>	

No.4	新型コロナウイルス感染症に関する <b>母性健康管理措置による休暇取得支援コース</b>
概要	◇ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた企業を助成します。
対象者	<p>令和5年9月30日までの間に、①～④すべての条件を満たした事業主。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に関する母子健康管理措置として、医師又は助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、</p> <p>②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容と合わせてすべての労働者に周知した事業者であって、</p> <p>③令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に、当該休暇を合計して20日以上取得させるとともに</p> <p>④男女雇用機会均等法に基づく母子健康管理措置（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を含む）について、休暇制度の他に妊娠中の女性労働者が勤務を続けやすくするために、自社が対応できる措置を具体的に就業規則又は労働協約に規定し、すべての労働者に周知した事業主。</p>
助成内容	対象労働者一人当たり <b>20万円</b> ※一事業所当たり5人まで
申請期間	対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から <b>令和5年11月30日まで</b> ※事業所単位の申請

相談窓口	○群馬労働局雇用環境・均等室（前橋地方合同庁舎8階） 電話：027-896-4739（平日8時30分～17時15分 土・日・祝日除く）
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html</a>

No.5	<b>産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）</b>
概要	◇新型コロナウイルスの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。
支給要件	<p>①新型コロナウイルスの影響により事業活動の一時的な縮小（※1）を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向であること</p> <p>②出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提としていること</p> <p>③出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること（※2）</p> <p>④出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと</p> <p>詳しくは⇒産業雇用安定助成金ガイドブック（雇用維持支援コース）</p> <p>※1 売上高または生産量などの事業活動を示す指標（生産指標）が一定以上減少していることを指す（生産量要件）。</p> <p>※2 令和3年8月1日から、独立性が認められない事業主で実施される出向も一定の要件を満たせば助成対象になった。</p> <p>◇<b>支給要件の見直し（令和5年6月26日開始）</b></p> <p><b>（1）出向元事業主の雇用量要件の追加</b> 以下のすべての要件を満たす必要がある。</p> <p>①計画届の提出日の属する月の前年同月から前月までのいずれの月も新たに雇用保険被保険者となった者がいないこと及び当該出向計画届に記載された出向期間中を通じて新たに雇用保険被保険者となった者がいないこと</p> <p>②計画届の提出日の属する月の前月の前年同月における月末現在の雇用保険被保険者が、当該前年同月から前月までの各月と比較して、いずれの月も増加していないこと</p> <p>③当該事業所で受け入れている派遣労働者による雇用量を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上増加していないこと</p> <p>※中小企業の場合は、10%を超えかつ4名以上増加していないこと</p> <p><b>（2）出向元事業主の生産量要件の変更</b> 最近3か月間の月平均値が前年同期及び2019年同期に比べていずれも5%以上減少していること</p> <p>※生産量要件を比較する3か月間は、雇用保険の適用事業所で、この3か月を通じて雇用保険被保険者がいる場合に要件を満たす</p>

	<p>(3) 出向先事業主の事業所設立からの期間に関する要件の追加 支給対象となる出向先事業所の要件に、以下の項目を追加 出向先事業所において、計画届の提出日時時点で会社を設立した日の翌日から起算して1年以上経過していること</p>									
対象者	<p>○本助成金の支給対象となる「事業主」 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として在籍型出向により労働者を送り出す事業主（出向元事業主） ②当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）</p> <p>○本助成金の支給対象となる「出向労働者」 出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者であって、本助成金の支給対象となる「出向」を行った労働者であること。 ただし、令和4年12月1日以前に提出した計画届に基づく出向については次の①～④、令和4年12月2日以降に提出した計画届に基づく出向については次の①～⑦までのいずれかに該当する方は除きます。 ①出向開始日の前日までに出向元事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満の方 ②解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方（離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかな方を除く。） ③日雇労働被保険者である方 ④併給調整の対象となる他の助成金などの支給対象となっている方 ⑤雇用保険法第37条の5第1項の申出をして高年齢被保険者となった方（特例高年齢被保険者。複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者について、本人の申出に基づき、雇用保険の高年齢被保険者となることのできるもの） ⑥本助成金の受給にあたり、事業主間の関係性において独立性が認められない事業主から、当該事業主において雇用される労働者に該当しない者として雇用保険被保険者になれない方（役員、同居の親族、個人事業主等）を労働者として雇い入れた場合の当該労働者である方 ⑦自社において雇用される労働者に該当しないものとして雇用保険被保険者になれない者（役員、同居の親族、個人事業主等）を2以上の事業主間（事業主の関係性は問わない）で相互に交換し雇い入れ、相互に労働者となっている場合の当該すべての労働者である方</p>									
受給額	<p>○出向初期経費 【対象】出向元事業主と出向先事業主（企業グループ内出向の場合は支給されない） 【内容】出向前に、出向の助成に必要な措置（※）を行った場合に以下の額を助成 ※就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向者を受け入れるための機器や備品の整備（出向先のみ）など</p> <table border="1" data-bbox="459 1765 1182 1899"> <thead> <tr> <th></th> <th>出向元</th> <th>出向先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成額</td> <td colspan="2">各10万円/一人あたり（定額）</td> </tr> <tr> <td>加算額（※）</td> <td colspan="2">各5万円/一人あたり（定額）</td> </tr> </tbody> </table> <p>出向先事業主は年度あたり500人が上限 出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業からの送り出しまたは、出向先事業主（異業種からの受け入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に加算</p>		出向元	出向先	助成額	各10万円/一人あたり（定額）		加算額（※）	各5万円/一人あたり（定額）	
	出向元	出向先								
助成額	各10万円/一人あたり（定額）									
加算額（※）	各5万円/一人あたり（定額）									



受給額	<p>○出向運営経費</p> <p>【対象】 出向元事業主と出向先事業主</p> <p>【内容】 出向中に必要な経費（※）の一部を最長2年まで助成 ※賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業</th> <th>中小企業以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出向元が労働者の解雇などを行っていない場合</td> <td>9/10</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>出向元が労働者の解雇などを行っている場合</td> <td>4/5</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>企業グループ内出向の場合</td> <td>2/3</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>上限額（出向元・出向先の合計）</td> <td colspan="2">12000円/日/人</td> </tr> </tbody> </table> <p>出向先事業主は年度あたり500人が上限</p>		中小企業	中小企業以外	出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4	出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3	企業グループ内出向の場合	2/3	1/2	上限額（出向元・出向先の合計）	12000円/日/人	
		中小企業	中小企業以外													
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4														
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3														
企業グループ内出向の場合	2/3	1/2														
上限額（出向元・出向先の合計）	12000円/日/人															
<p>○出向復帰後訓練助成</p> <p>【対象】 出向元事業主</p> <p>【内容】 出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）（※）を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成 ※出向から復帰後3か月以内の訓練参加者、訓練期間は6か月以内などの要件がある</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>経費助成</th> <th>賃金助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成内容</td> <td>実質（上限30万）</td> <td>一人1時間あたり900円（上限600時間）</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）FAQ</p>		経費助成	賃金助成	助成内容	実質（上限30万）	一人1時間あたり900円（上限600時間）										
	経費助成	賃金助成														
助成内容	実質（上限30万）	一人1時間あたり900円（上限600時間）														
問合せ先	<p>○群馬労働局 職業対策課 電話：027-210-5008（平日：8:30～17:15）</p> <p>○産業雇用安定助成金コールセンター 電話：0120-603-999（土日祝日含む 9:00～21:00）</p>															
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_000008.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_000008.html</a>															

No.6	<b>産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）</b>
概要	◇新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受け入れを支援します。




受給要件	<p><b>【事業主】</b></p> <p>①令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「<a href="#">事業再構築補助金</a>」(※1)の応募書類を提出し、交付決定を受けていること</p> <p>※1 第10回及び第11回公募要領の「物価高騰対策・回復再生応援枠」及び「最低賃金枠」に限る。また、事業計画に記載する「実施体制」中に人材確保に関する事項を記載した場合に限る。</p> <p>②下記の【労働者】の雇い入れにあたって、次のa～cまでのすべての条件を満たすこと</p> <p>a. 雇用保険の一部被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること</p> <p>b. 期間の定めのない労働契約を締結する労働者(パートタイム労働者は除く)として雇い入れること</p> <p>c. 「事業再構築補助金」の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること</p> <p>③下記の【労働者】の雇入れ日前6か月から本助成金の支給申請間までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと</p>									
対象者	<p><b>【労働者】</b></p> <p>「事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者であって、次の1と2に該当する者</p> <p>1. 次のaかbのいずれかに該当する者</p> <p>a. 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導(教育訓練等)の業務に従事する者</p> <p>b. 部下を指揮及び監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者</p> <p>2. 1年間に350万円以上の賃金(※2)が支払われる者</p> <p>※2 時間外手当及び休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給及び諸手当に限る</p> <p>また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限る</p>									
受給額	<table border="1" data-bbox="389 1384 1347 1657"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業</th> <th>中小企業以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成額</td> <td>280万円/人 ※3 (140万円×2期 ※4)</td> <td>200万円/人 ※4 (100万円×2期 ※4)</td> </tr> <tr> <td>助成対象期間</td> <td colspan="2">1年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 一事業主あたり5人までの支給に限る</p> <p>※4 雇入れから6か月を支給対象の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給する</p>		中小企業	中小企業以外	助成額	280万円/人 ※3 (140万円×2期 ※4)	200万円/人 ※4 (100万円×2期 ※4)	助成対象期間	1年	
	中小企業	中小企業以外								
助成額	280万円/人 ※3 (140万円×2期 ※4)	200万円/人 ※4 (100万円×2期 ※4)								
助成対象期間	1年									
申請	<p>オンライン受付システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">リーフレット</a></li> <li>・<a href="#">操作マニュアル</a></li> </ul>									

問合せ先	○群馬労働局 職業対策課 電話：027-210-5008（平日：8:30～17:15） ○産業雇用安定助成金コールセンター 電話：0120-603-999（土日祝日含む 9:00～21:00）
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinjyousakouchkuhtml">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinjyousakouchkuhtml</a>

No.7	<b>人材確保等支援助成金（テレワークコース）</b>
概要	◇良質なテレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を上げる中小企業事業主（※）に支給します。 ※テレワーク勤務を、新規に導入する事業主及び試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主が対象
受給要件	<p>【機器等導入助成】</p> <p>(1) 新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則又は労働協約を整備すること。  (2) テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取り組みを1つ以上行うこと。  (3) 評価期間（機器等導入助成）における実施状況が以下①または②の基準を満たしている。</p> <p>①評価期間（機器等導入助成）に1回以上テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施する。  又は  ②評価期間（機器等導入助成）にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施する。  (4) テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。</p> <p>【目標達成助成】</p> <p>(1) 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。  (2) 評価期間後1年間の離職率が、30%以下であること。  (3) 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から12か月を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。</p>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更</li> <li>・外部専門家によるコンサルティング</li> <li>・テレワーク用通信機器等の導入・運用（テレワーク用端末（PC、タブレット、スマホ）のレンタル、リース費用も対象となる）</li> <li>・労務管理担当者に対する研修</li> <li>・労働者に対する研修</li> </ul>

	助成	支給額
受給額	機器等導入助成	一企業あたり、支給対象経費の30% 上限：一企業あたり 100万円 又は 20万円×テレワーク実施対象労働者数 ※上記のいずれか低い方の金額
	目標達成助成	一企業あたり、支給対象経費の20% (※) (※) 賃金要件を満たす場合 35% 上限：一企業あたり 100万円 又は 20万円×テレワーク実施対象労働者数 ※上記のいずれか低い方の金額
	<p>○テレワークコース疑義解釈集</p> <p>○テレワークコース申請マニュアル</p> <p>○人材確保等支援助成金（テレワークコース）支給要領</p>	
問合せ先	<p>〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階</p> <p>群馬労働局雇用環境・均等室</p> <p>電話：027-896-4739（平日：8:30～17:15）</p>	
URL	<p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001082999.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001082999.pdf</a>（リーフレット）</p>	

No.8	<b>事業再構築補助金</b>
概要	<p>◇ 本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、新分野展開、事業転換、業種転換、業態変換、又は事業再編という思い切った事業再構築に挑戦する中小企業等を支援します。</p>
対象要件	<p>以下の1及び2の要件を満たす中小企業等。</p> <p>1. 経済産業省が示す「事業再構築指針 (<a href="https://www.metigo.jp/covid-19/jgyo_saikoutiku/index.html">https://www.metigo.jp/covid-19/jgyo_saikoutiku/index.html</a>)」に沿った3～5年の事業計画を作成し、<b>認定経営革新等支援機関</b> (※) の確認を受けていること。 (※) 商工会議所、商工会、中小企業診断士、税理士、弁護士、金融機関等</p> <p>2. 補助事業終了後3～5年で付加価値額を年率平均30%～50%（事業類型により異なる）以上増加させること。又は従業員一人当たり付加価値額を年率平均30%～50%（事業類型により異なる）以上増加させること。</p>

対象要件	<p>⇒詳しくは、<a href="#">公募要領</a>を参照</p> 																																											
補助額等	<p><b>成長枠</b> 成長分野への大胆な事業再構築に取り組む中小企業等を支援。</p> <table border="1" data-bbox="333 465 1414 685"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>補助額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20人以下</td> <td>100万円～2,000万円</td> <td rowspan="4">中小企業：1/2（※1） 中堅企業：1/3（※2）</td> </tr> <tr> <td>21～50人</td> <td>100万円～4,000万円</td> </tr> <tr> <td>51～100人</td> <td>100万円～5,000万円</td> </tr> <tr> <td>101人以上</td> <td>100万円～7,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助対象経費：建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費</p> <p><b>グリーン成長枠（スタンダード）</b> 研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う中小企業等の事業再構築を支援</p> <table border="1" data-bbox="333 943 1404 1072"> <thead> <tr> <th>中小/中堅</th> <th>補助額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業</td> <td>100万円～1億円</td> <td>中小企業：1/2（※1）</td> </tr> <tr> <td>中堅企業</td> <td>100万円～1.5億円</td> <td>中堅企業：1/3（※2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助対象経費：建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費</p> <p><b>グリーン成長枠（エントリー）</b></p> <table border="1" data-bbox="333 1227 1414 1447"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>補助額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20人以下</td> <td>100万円～4,000万円</td> <td rowspan="4">中小企業：1/2（※1） 中堅企業：1/3（※2）</td> </tr> <tr> <td>21～50人</td> <td>100万円～6,000万円</td> </tr> <tr> <td>51人以上</td> <td>100万円～8,000万円</td> </tr> <tr> <td>中堅企業等</td> <td>100万円～1億円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>卒業促進枠</b> 成長枠・グリーン成長枠の補助事業を通して、中小企業等から中堅企業等に成長する事業者に対する上乗せ支援。 成長枠・グリーン成長枠の補助金額上限・補助率・補助対象経費に準じる。</p> <p><b>最低賃金枠</b> 最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等の事業再構築を支援。</p> <table border="1" data-bbox="333 1816 1414 1995"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>補助額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人以下</td> <td>100万円～500万円</td> <td rowspan="3">中小企業：3/4 中堅企業：2/3</td> </tr> <tr> <td>6～20人</td> <td>100万円～1,000万円</td> </tr> <tr> <td>21人以上</td> <td>100万円～1,500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助対象経費：建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費</p>	従業員数	補助額	補助率	20人以下	100万円～2,000万円	中小企業：1/2（※1） 中堅企業：1/3（※2）	21～50人	100万円～4,000万円	51～100人	100万円～5,000万円	101人以上	100万円～7,000万円	中小/中堅	補助額	補助率	中小企業	100万円～1億円	中小企業：1/2（※1）	中堅企業	100万円～1.5億円	中堅企業：1/3（※2）	従業員数	補助額	補助率	20人以下	100万円～4,000万円	中小企業：1/2（※1） 中堅企業：1/3（※2）	21～50人	100万円～6,000万円	51人以上	100万円～8,000万円	中堅企業等	100万円～1億円	従業員数	補助額	補助率	5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3	6～20人	100万円～1,000万円	21人以上	100万円～1,500万円
従業員数	補助額	補助率																																										
20人以下	100万円～2,000万円	中小企業：1/2（※1） 中堅企業：1/3（※2）																																										
21～50人	100万円～4,000万円																																											
51～100人	100万円～5,000万円																																											
101人以上	100万円～7,000万円																																											
中小/中堅	補助額	補助率																																										
中小企業	100万円～1億円	中小企業：1/2（※1）																																										
中堅企業	100万円～1.5億円	中堅企業：1/3（※2）																																										
従業員数	補助額	補助率																																										
20人以下	100万円～4,000万円	中小企業：1/2（※1） 中堅企業：1/3（※2）																																										
21～50人	100万円～6,000万円																																											
51人以上	100万円～8,000万円																																											
中堅企業等	100万円～1億円																																											
従業員数	補助額	補助率																																										
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3																																										
6～20人	100万円～1,000万円																																											
21人以上	100万円～1,500万円																																											

### 産業構造転換枠

国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の中小企業等が取り組む事業再構築を支援。

従業員数	補助額	補助率
20人以下	100万円～2000万円	①中小企業：2/3 ②中堅企業：1/2
21～50人	100万円～4,000万円	
51～100人	100万円～5,000万円	
101人以上	100万円～7,000万円	

補助対象経費：建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、廃業費

### 物価高騰対策・回復再生応援枠

業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む中小企業等、原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小企業等の事業再構築を支援。

従業員数	補助額	補助率
5人以下	100万円～1,000万円	①中小企業：2/3（※3） ②中堅企業：1/2（※3）
6～20人	100万円～1,500万円	
21～50人	100万円～2,000万円	
51人以上	100万円～3,000万円	

補助対象経費：建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

（※1）大規模な賃上げを行う場合：2/3

（※2）大規模な賃上げを行う場合：1/2

（※3）

従業員数	補助額	補助率
5人以下	400万円まで	①中小企業：3/4 ②中堅企業：2/3
6～20人	600万円まで	
21～50人	800万円まで	
51人以上	1,200万円まで	

### 大規模賃金引上促進枠

成長枠・グリーン成長枠の補助事業を通して、大規模な賃上げに取り組む事業者に対する上乗せ支援。

補助対象者	補助額	補助率
従業員101人以上の 中小企業・中堅企業	100万円 ～3,000万円	中小企業：1/2 中堅企業：1/3

補助対象経費：成長枠・グリーン成長枠の補助対象経費に準じる


### ○電子申請

電子申請には、以下の事前準備が必要です。

- ①（暫定）[GビズDプライムアカウント](#)
- ②事業計画の策定準備
- ③認定経営革新等支援機関との相談

補助額等

申請先

申請先	<p>電子申請の手引きは<a href="#">こちら</a></p> 
相談窓口	<p>○問い合わせ先  ◇システムの利用方法がわからない場合  「事業再構築補助金事務局 システムサポートセンター」  電話：<a href="tel:050-8881-6942">050-8881-6942</a>（平日 9:00～18:00）</p> <p>◇公募要領等の内容についてわからない場合  「事業再構築補助金事務局 コールセンター」（日・祝日除く 9:00～18:00）  電話：<a href="tel:0570-012-088">0570-012-088</a>（ナビダイヤル）  <a href="tel:03-4216-4080">03-4216-4080</a>（IP電話用）</p> <p>○上記コールセンターの職員が不適切な対応を行った場合や本事業の不正利用や要件違反に関する内部告発等は、以下の窓口までご連絡ください。  なお、公益通報者は、公益通報者保護法に基づき適正に保護されます。  〈トラブル等通報窓口〉  電話：<a href="tel:03-6810-0162">03-6810-0162</a>（平日：9:00～18:00）</p> <p>○スケジュール  第11次公募期間  公募開始：令和5年8月10日～令和5年10月6日</p>
URL	<p><a href="https://jigyousaikouchikugo.jp/">https://jigyousaikouchikugo.jp/</a>（中小企業庁 ミラサポplus）</p>



No.9	<b>生産性革命推進事業に係る補助金</b>			
概要	◇中小企業・小規模事業者の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓、円滑な事業承継・引継ぎ等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業・小規模事業者の生産性向上を継続的に支援します。			
補助金	ものづくり・商業・サービス補助金	持続化補助金	IT導入補助金	事業承継・引継ぎ補助金
概要	新製品・サービス開発や生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。	小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。	バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。	事業承継・M&A後の経営革新やM&A時の専門家活用等を年間を通じて機動的かつ柔軟に補助します。
	<a href="#">チラシPDF</a> <a href="#">公募要領〈16次締切分〉</a> <a href="#">電子申請システム</a> <a href="#">電子申請マニュアル</a>	<a href="#">チラシPDF</a> <a href="#">公募要領〈一般型〉</a> <a href="#">ガイドブック〈一般型〉</a> <a href="#">電子申請システム</a>	<a href="#">チラシPDF</a> <a href="#">公募要領〈通常枠〉</a> <a href="#">公募要領〈デジタル化基盤導入枠〉</a> <a href="#">公募要領〈セキュリティ対策推進枠〉</a> <a href="#">公募要領〈商流一括インボイス対応類型〉</a> <a href="#">電子申請システム</a> <a href="#">交付申請の手引</a>	<a href="#">チラシPDF</a> <a href="#">公募要領</a> ①経営革新事業 ②専門家活用事業 ③廃業・再チャレンジ事業 <a href="#">電子申請マニュアル</a>
問合せ先	【ものづくり補助金事務局サポートセンター】 電話： 050-8880-4053 受付：1000～1700 （土日祝日除く） メール： <a href="mailto:monchojo@pasona.co.jp">monchojo@pasona.co.jp</a> （公募要領に関する問い合わせ） <a href="mailto:monodukuri-r1-denshi@gwnsw.co.jp">monodukuri-r1-denshi@gwnsw.co.jp</a> （電子申請システムに関する問合せ）	〈一般型〉 <a href="#">全国商工会連合会</a> 商工会地区 <a href="#">群馬県商工会連合会</a> 電話： 027-231-9779 <a href="#">商工会議所地区</a> 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金事務局 電話： 03-6632-1502 受付：900～1200 130～1700 （土日祝日除く）	【サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター】 電話： 0570-666-376 受付：930～1730 （土日祝日除く） 【サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト】 URL： <a href="https://it-shiensmrigo.jp">https://it-shiensmrigo.jp</a>	事業承継・引継ぎ補助金事務局 ①経営革新事業 050-3000-3550 1000～1200 1300～1700 （平日） ②専門家活用事業/③廃業・再チャレンジ事業 050-3000-3551 1000～1200 1300～1700 （平日） <a href="#">問い合わせ（メール）</a> <a href="https://shoukeismrigo.jp">https://shoukeismrigo.jp</a>
締切	第16次締切分 公募開始：7/28～ 申請受付：8/18～ 応募締切：11/7	〈一般型〉 応募締切：12/12 （第14次締切）	応募締切：8/28	応募締切：8/10 （6次公募）



連絡先	生産性革命推進事業に係る補助金 お問い合わせコールセンター 電話：03-5539-0405（平日：900～1800）
URL	<a href="https://seisanseismrigo.jp/">https://seisanseismrigo.jp/</a> （独立行政法人 中小企業基盤整備機構）

参考：○テレワークの推進（総務省HP）

URL: [https://www.soumugo.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/telework/](https://www.soumugo.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/)

○テレワーク導入ガイドライン（一般社団法人 日本テレワーク協会HP）

URL: <https://japan-telework.or.jp/suguwakaru/guide/>

[目次に戻る](#)

【融資関係（主なもの）】

No.1	<b>新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付</b>	
概要	◇ 関係省庁から適用の指示を受け、令和2年2月21日付で新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方向けの特別貸付制度です。	
融資対象	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方で、次のいずれにも該当する方</p> <p>1. 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること</p> <p>①最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期に比べ10%以上減少していること</p> <p>②業歴3か月以上1年未満の場合は、最近1か月の売上高が過去3か月（最近1か月を含む）の売上高の平均額に比べ10%以上減少していること</p> <p>2. 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれていること</p>	
融資限度額	<p>【旅館業】別枠3,000万円</p> <p>【飲食店営業及び喫茶店営業】別枠1,000万円</p>	
返済期間	15年以内（うち据置期間3年以内）	
利率(年)	<p>【<b>基準利率</b>】</p> <p>ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は【<b>特別利率C</b>】</p>	
併用できる融資制度	無担保・無保証人を希望される方	<p>【<b>税務申告の2期を終えていない方</b>】</p> <p><a href="#">新創業融資制度</a></p> <p>【<b>税務申告の2期以上終えている方</b>】</p> <p><a href="#">担保を不要とする融資制度</a></p> <p><a href="#">経営者保証免除特例制度</a></p>
	創業期の方	<a href="#">創業支援貸付利率特例制度</a>
連絡先	<p>お手続きについては、<a href="#">こちら</a> を御覧ください。</p> <p>内容等詳細については、下記窓口にお問い合わせください。</p> <p>○日本政策金融公庫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋支店（平日9時～17時） <ul style="list-style-type: none"> <li>◇中小企業事業 <span style="float: right;"><a href="#">027-243-0050</a></span></li> <li>◇国民生活事業 <span style="float: right;"><a href="#">0570-015124</a>（セダヤカ）</span></li> </ul> </li> <li>・前橋支店 桐生出張所 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇国民生活事業 <span style="float: right;"><a href="#">0277-47-1410</a></span></li> </ul> </li> <li>・高崎支店（平日9時～17時） <ul style="list-style-type: none"> <li>◇国民生活事業 <span style="float: right;"><a href="#">0570-015165</a>（セダヤカ）</span></li> </ul> </li> </ul>	
URL	<a href="https://www.jfcgo.jp/n/finance/search/47_gekihen_2_m.html">https://www.jfcgo.jp/n/finance/search/47_gekihen_2_m.html</a>	

[目次に戻る](#)

## 10 事業者向け経営相談窓口

### 【国等関係（主なもの）】

No.1	経営相談窓口																																				
概要	<p>◇ 今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、影響を受けるまたは、そのおそれがある中小企業・小規模事業者を対象として相談窓口を設置し、経営上の相談を受付けます。（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、中小企業基盤整備機構、各経済産業局等）</p>																																				
連絡先	<p>【資金繰り・融資に関する相談】</p> <p>① <a href="https://www.jfcgo.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html">日本政策金融公庫</a>：<a href="https://www.jfcgo.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html">https://www.jfcgo.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html</a></p> <p>○前橋支店（平日9時～17時）</p> <table border="0"> <tr><td>・中小企業の方</td><td>027-243-0050</td></tr> <tr><td>・個人企業・小規模企業の方</td><td>0150-015124</td></tr> <tr><td>・農林漁業者の方</td><td>027-243-6061</td></tr> </table> <p>○高崎支店（平日9時～17時）</p> <table border="0"> <tr><td>・中小企業・個人企業・小規模企業の方</td><td>0150-015165</td></tr> </table> <p>○事業資金相談ダイヤル（9時～17時） 0120-154-505</p> <p>② <a href="https://www.shokochukin.co.jp/atm/list/maebashi.html">商工組合中央金庫</a>：<a href="https://www.shokochukin.co.jp/atm/list/maebashi.html">https://www.shokochukin.co.jp/atm/list/maebashi.html</a></p> <table border="0"> <tr><td>・前橋支店</td><td>027-224-8151</td></tr> </table> <p>③ <a href="https://gunma-cgc.or.jp/covid19-taiou">群馬県信用保証協会</a>：<a href="https://gunma-cgc.or.jp/covid19-taiou">https://gunma-cgc.or.jp/covid19-taiou</a> （平日9時～17時10分）</p> <table border="0"> <tr><td>・本店保証統括部 保証推進課</td><td>027-231-8875</td></tr> <tr><td>・本店営業部保証第一課</td><td>027-231-8818</td></tr> <tr><td>・保証第二課</td><td>027-231-8819</td></tr> <tr><td>・高崎支店（保証課第一課・二課）</td><td>027-362-7733</td></tr> <tr><td>・桐生支店（保証課）</td><td>0277-43-6211</td></tr> <tr><td>・太田支店（保証課）</td><td>0276-48-8811（代表）</td></tr> </table> <p>【支援策全般に関する相談】</p> <p>④ <a href="http://www1.odhne.jp/fgpoc/">群馬県商工会議所連合会</a>：<a href="http://www1.odhne.jp/fgpoc/">http://www1.odhne.jp/fgpoc/</a></p> <table border="0"> <tr><td>・高崎商工会議所</td><td>027-361-5171</td></tr> <tr><td>・前橋商工会議所</td><td>027-234-5111</td></tr> <tr><td>・桐生商工会議所</td><td>0277-45-1201</td></tr> <tr><td>・館林商工会議所</td><td>0276-74-5121</td></tr> <tr><td>・伊勢崎商工会議所</td><td>0270-24-2211</td></tr> <tr><td>・太田商工会議所</td><td>0276-45-2121</td></tr> <tr><td>・沼田商工会議所</td><td>0278-23-1137</td></tr> </table>	・中小企業の方	027-243-0050	・個人企業・小規模企業の方	0150-015124	・農林漁業者の方	027-243-6061	・中小企業・個人企業・小規模企業の方	0150-015165	・前橋支店	027-224-8151	・本店保証統括部 保証推進課	027-231-8875	・本店営業部保証第一課	027-231-8818	・保証第二課	027-231-8819	・高崎支店（保証課第一課・二課）	027-362-7733	・桐生支店（保証課）	0277-43-6211	・太田支店（保証課）	0276-48-8811（代表）	・高崎商工会議所	027-361-5171	・前橋商工会議所	027-234-5111	・桐生商工会議所	0277-45-1201	・館林商工会議所	0276-74-5121	・伊勢崎商工会議所	0270-24-2211	・太田商工会議所	0276-45-2121	・沼田商工会議所	0278-23-1137
・中小企業の方	027-243-0050																																				
・個人企業・小規模企業の方	0150-015124																																				
・農林漁業者の方	027-243-6061																																				
・中小企業・個人企業・小規模企業の方	0150-015165																																				
・前橋支店	027-224-8151																																				
・本店保証統括部 保証推進課	027-231-8875																																				
・本店営業部保証第一課	027-231-8818																																				
・保証第二課	027-231-8819																																				
・高崎支店（保証課第一課・二課）	027-362-7733																																				
・桐生支店（保証課）	0277-43-6211																																				
・太田支店（保証課）	0276-48-8811（代表）																																				
・高崎商工会議所	027-361-5171																																				
・前橋商工会議所	027-234-5111																																				
・桐生商工会議所	0277-45-1201																																				
・館林商工会議所	0276-74-5121																																				
・伊勢崎商工会議所	0270-24-2211																																				
・太田商工会議所	0276-45-2121																																				
・沼田商工会議所	0278-23-1137																																				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富岡商工会議所 0274-62-4151</li> <li>・渋川商工会議所 0279-25-1311</li> <li>・藤岡商工会議所 0274-22-1230</li> <li>⑤ <a href="http://www.gco.or.jp/">商工会連合会</a> : <a href="http://www.gco.or.jp/">http://www.gco.or.jp/</a></li> <li>・群馬県商工会連合会 027-231-9779</li> <li>⑥ <a href="http://www.chukai-gunma.or.jp/">中小企業団体中央会</a> : <a href="http://www.chukai-gunma.or.jp/">http://www.chukai-gunma.or.jp/</a></li> <li>・群馬県中小企業団体中央会 027-232-4123</li> <li>⑦ <a href="https://www.yorozu-gunma.jp/">群馬県よろず支援拠点</a> 027-265-5016 <a href="https://www.yorozu-gunma.jp/">https://www.yorozu-gunma.jp/</a></li> <li>⑧ <a href="https://www.smrigo.jp/org/about/services/index.html">独立行政法人 中小企業基盤整備機構</a> <a href="https://www.smrigo.jp/org/about/services/index.html">https://www.smrigo.jp/org/about/services/index.html</a></li> <li>・中小機構関東本部企業支援部企業支援課 03-5470-1620</li> <li>⑨ <a href="https://www.kantometigo.jp/">経済産業省関東経済産業局</a> : <a href="https://www.kantometigo.jp/">https://www.kantometigo.jp/</a></li> <li>・関東経済産業局産業部中小企業課 048-600-0321</li> <li>⑩ <a href="https://www.mof.go.jp/press/202001/20200101_01.html">中小企業 金融相談窓口</a> 0570-783183</li> </ul>
--	---

No.2	<b>金融機関等への配慮要請に関する問合せ窓口</b>
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、関係機関と連携し、政府金融機関等に対し要請を行っています</li> <li>◇ 民間金融機関に対しても、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう要請を行っています。</li> </ul>
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>金融庁</b></li> <li>・新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル 0120-156811（フリーダイヤル）（受付時間：平日10時～17時） ※IP電話からは、03-5251-6813</li> </ul>
URL	<a href="https://www.fsago.jp/ordinary/coronavirus202001/press.html">https://www.fsago.jp/ordinary/coronavirus202001/press.html</a>

No.3	<b>下請け取引配慮要請に関する問合せ窓口</b>
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業に対し、配慮を求める要請文を、業界団体等を通じて、親事業者に発出</li> <li>◇ 親事業者から、不当な発注等を受けた場合の相談先として、以下の窓口が設置されています。</li> </ul>
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>公益財団法人 全国中小企業振興機関協会</b></li> <li>・<a href="https://www.zenkyo.or.jp/">下請かけこみ寺</a> 0120-418-618（受付時間：平日9時～12時/13時～17時）</li> </ul>
URL	<a href="https://www.zenkyo.or.jp/index.htm">https://www.zenkyo.or.jp/index.htm</a>

No.4	<b>農業者や食品事業者等からの相談窓口</b>
概 要	◇ 新型コロナウイルス感染症に係る農業者や食品事業者等からの相談に対応するため、各地方農政局に設置された窓口です。
連絡先	○ 農林水産省 ・ 関東農政局 企画調整室 (直通) <u>048-740-0311</u> (平日 9時~17時) (増設) <u>048-740-0016</u> (平日 9時~17時)
URL	<a href="https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html">https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html</a> (新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策)

No.5	<b>宿泊事業者・旅行者等向け特別相談窓口</b>
概 要	◇ 新型コロナウイルス感染症等を起因として、外国人観光の客減少等の経営環境の変化に直面している宿泊事業者等からの相談や要望に対応（宿泊事業者等が活用可能な支援策の紹介等）するために設けられた窓口 ◇ 新型コロナウイルス感染症等を起因として、旅行者の減少等の経営環境の変化に直面している旅行者等からの相談や要望に対応（旅行者、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者が活用可能な支援策の紹介等）するために設けられた窓口
連絡先	○ 国土交通省（観光庁） ・ 関東運輸局 観光部 観光企画課 <u>045-211-1255</u>
URL	<a href="https://www.mlit.go.jp/kankochu/page01_000627.html">https://www.mlit.go.jp/kankochu/page01_000627.html</a>

No.6	<b>労務管理に関する特別労働相談窓口</b>
概 要	◇ 事業主の方向けに、新型コロナウイルス感染症の影響による労務管理（賃金の支払い、解雇、休業手当等）に関する相談に対応するための「特別労働相談窓口」を開設しています。
連絡先	○ 厚生労働省 ・ 群馬労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー <u>027-896-4677</u> 受付時間：9時30分~17時00分（平日）

【県関係】

相談窓口	担 当	電話/メール	住 所
群馬県よろず支援拠点	中小企業・小規模事業者からの経営上の相談	027-265-5016 (受付時間) 平日:9時00分~17時00分	前橋市亀里町884-1 (群馬産業技術センター内)
(公財) 群馬県産業支援機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営全般に関する相談 (無料)</li> <li>必要に応じた中小企業診断士等の専門家派遣 (一部企業負担あり)</li> </ul>	027-265-5011 (受付時間) 平日:8時30分~17時15分	
群馬県中小企業活性化協議会	資金繰りに悩む中小企業に代わり、一括して既往債務の返済猶予の要請を実施、1年間の新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を実施	027-265-5061	
群馬県産業政策課内 (感染症対策県内企業ワンストップセンター)	資金繰り、雇用、受発注取引、技術開発、職業訓練などに関する事業者や従業員からの相談 (金融相談、経営相談、労働相談)	027-226-2731 (受付時間) 平日:8時30分~17時15分 メールによる相談: kiyou1@prefgunma.g. jp	前橋市大手町1-1-1 (群馬県庁12階)
群馬県地域企業支援課金融係	事業者からの資金繰り・金融相談	027-226-3332 (受付時間) 平日:8時30分~17時15分	

[目次に戻る](#)



## 11 金融機関との取引に関する相談窓口

- 関東財務局では、新型コロナウイルス感染症に関し、金融機関とのお取引に係る相談等を受け付けるため、相談ダイヤルを下記のとおり開設しています。

### 新型コロナウイルス感染症に関する金融相談ダイヤル

電話番号：048-615-1779

(受付時間) 9時～16時

(月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く))

## 12 支援情報に関する相談窓口

◇各種支援内容については、以下のサイトで検索することができます。

- くらしや仕事の情報(厚生労働省HP)

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kurashiyashigoto.html>

- 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内(首相官邸HP)

URL: <https://corona.go.jp/action/>

- 経済産業省の支援策

URL: <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

- ミラサポplus(中小企業向け補助金・支援サイト)

URL: <https://mirasapo-plus.go.jp/>

- 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

URL: <https://www.smri.go.jp/>

- 新型コロナウイルス感染症に係る商工業・労働・雇用に関する各種支援策  
(群馬県HP)

URL: <https://www.pref.gunma.jp/page/9933.html>

- 新型コロナウイルス関連情報(群馬県の補助金・助成金・融資の情報)

URL: <https://j-net21.smri.go.jp/support/covid-19/regional/gunma.html>

- 新型コロナウイルス感染症対策関連(総務省HP)

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/gyoumukanri\\_sonota/covid-19/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/index.html)

[目次に戻る](#)

## 13 税金に関する相談窓口

### ◇国税関係

#### ○ 国税を納期限までに納付することが困難な方

国税を一時に納付することにより事業の継続や生活が困難となるときや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、納税が猶予される猶予制度があります。

※猶予制度には、①換価の猶予と②納税の猶予があります。

納税の方法は、猶予の種類により、①猶予期間中に分割納付をする場合、②1年間据え置かれる場合があります。

(リーフレット) [https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/pdf/0021001-141\\_04.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_04.pdf)

#### ○ 詳しくは、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

参考URL: [https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm) (国税庁)

税務署名	電話番号	管轄区域
伊勢崎税務署	0270-25-4045	伊勢崎市、玉村町
桐生税務署	0277-22-3121	桐生市、みどり市
高崎税務署	027-322-4711	高崎市、渋川市、安中市、榛東村、吉岡町
館林税務署	0276-72-4373	太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
富岡税務署	0274-63-2235	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町
中之条税務署	0279-75-3355	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
沼田税務署	0278-22-2131	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
藤岡税務署	0274-22-0971	藤岡市、上野村、神流町
前橋税務署	027-224-4371	前橋市

### ◇県税関係

県税の納付が困難な場合、状況により納税の猶予・減免が認められます。

#### ○ 納税猶予

猶予を受けるには申請が必要となりますので、詳しくは管轄の行政県税事務所へ御相談ください。

#### ○ 減免

個人の県民税・個人の事業税・不動産取得税・自動車税（環境性能割）・自動車税（種別割）などを納める人で、災害を受けたときや特別の事情があるときには、申請により税金が減額や免除されます。

#### ○ 詳しくは、管轄の行政県税事務所にご相談ください。

参考URL: <https://www.pref.gunma.jp/site/tax/5327.html>

名 称	電話番号	管轄区域
前橋行政県税事務所	027-234-1800	前橋市
渋川行政県税事務所	0279-22-4050	渋川市、榛東村、吉岡町
伊勢崎行政県税事務所	0270-24-4350	伊勢崎市、玉村町
高崎行政県税事務所	027-322-6297	高崎市、安中市
藤岡行政県税事務所	0274-22-1442	藤岡市、上野村、神流町
富岡行政県税事務所	0274-63-2245	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻行政県税事務所	0279-75-3300	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、 東吾妻町
利根沼田行政県税事務所	0278-22-4336	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
太田行政県税事務所	0276-31-3261	太田市
桐生行政県税事務所	0277-53-2113	桐生市、みどり市
館林行政県税事務所	0276-72-4461	館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、 邑楽町
自動車税事務所	027-263-4343	群馬県全域

#### ◇市町村税関係

市町村税の納付が困難な場合、申請により、納税の猶予や税の減免が認められる場合があります。

○ 詳しくは、お住まいの市町村税務担当課にご相談ください。

市町村名	担当部署	電話番号
前橋市	収納課収納第一～四係	027-898-6233
高崎市	納税課 現年整理担当	027-321-1226
桐生市	納税課納税担当	0277-46-1111
伊勢崎市	収納課収納係	0270-27-2723
太田市	収納課	0276-47-1820
沼田市	収納課収納整理係	0278-23-2111
館林市	収税課	0276-72-4111
渋川市	納税課	0279-22-2111
藤岡市	納税相談課納税係	0274-40-2831
富岡市	納税課	0274-62-1511
安中市	収納課	027-382-1111
みどり市	収納課	0277-76-1956
榛東村	税務課	0279-54-2211
吉岡町	税務会計課税務室	0279-26-2237
上野村	総務課	0274-59-2111
神流町	住民生活課	0274-57-2111
下仁田町	住民税務課	0274-82-2113
南牧村	住民税務課	0274-87-2011
甘楽町	住民課収納係	0274-74-3131

中之条町	税務課収納係	0279-75-8805
長野原町	税務課住民税係	0279-82-2247
嬭恋村	税務課	0279-96-0513
草津町	税務課	0279-88-7186
高山村	税務会計課	0279-82-2247
東吾妻町	税務課	0279-68-2111
片品村	住民課収納係	0278-58-2116
川場村	住民課税務係	0278-52-2111
昭和村	税務課税務係	0278-24-5111
みなかみ町	税務課滞納整理係	0278-25-5008
玉村町	税務課	0270-64-7703
板倉町	税務課 収税係	0276-82-6129
明和町	税務課	0276-84-3111
千代田町	税務会計課 収納係	0276-86-7002
大泉町	収納課	0276-63-3111
邑楽町	税務課 町民税係	0276-47-5011

## 14 社会保険料等に関する相談窓口

### ◇厚生年金保険料等の猶予制度

納付猶予特例（※）を受けていた事業主の方など、納付特例終了後も、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、猶予制度を受けられることがあります。

（※）納付猶予特例とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、無担保・延滞金なしで、1年間納付を猶予する仕組み。（令和2年1月分から令和2年12月分までの厚生年金保険料が対象）

厚生年金保険料等の猶予制度を受けた場合、

- 猶予期間中の各月に分割して納付する
- 猶予期間中は、延滞金が年8.7%から0.9%に軽減される
- 財産の差押えや換価(売却等現金化)が猶予される

猶予を受けられる期間は、

- 原則1年以内

なお、1年を超える期間を前提とした分割納付も認められることがある

- 担保を提供できることが明らかな場合を除いて担保の提供は不要

○詳しくは、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

名 称	電話番号	管轄区域
前橋年金事務所	027-231-1719	前橋市、伊勢崎市、佐波郡
高崎年金事務所	027-322-4299	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
渋川年金事務所	0279-22-1614	渋川市、沼田市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡
桐生年金事務所	0277-44-2311	桐生市、みどり市
太田年金事務所	0276-49-3716	太田市、館林市、邑楽郡

#### ◇労働保険料の納付猶予

労働保険料についても厚生年金保険料等と同様の仕組みが適用されます。

○詳しくは、県労働局又は労働基準監督署に御相談ください。

参考：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/yuuyo.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/yuuyo.html)

#### ◇国民年金保険料免除の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方について、国民年金保険料免除が可能となります。

【対象者】新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方

【内容】個人が納める国民年金保険料の全部・一部の免除や猶予

【申請方法】申請書類を市町村の国民年金担当窓口又は年金事務所へ提出

【申請開始】令和2年5月1日

○詳しくは、お住まいの市町村の年金担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

参考URL: <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>  
(日本年金機構)

◆以下の保険料（税）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯は、申請により免除又は減額されることがあります。詳しくはお住まいの市町村担当課にお問い合わせください。

#### ◇国民健康保険料（税）

【お問合せ先】お住まいの市町村の国民健康保険担当課

#### ◇後期高齢者医療制度の保険料

【お問合せ先】お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課

#### ◇介護保険料

【お問合せ先】お住まいの市町村の介護保険担当課

[目次に戻る](#)

## 15 公共料金等に関する相談窓口

### ◇電気・ガス料金・NHK受信料・電話使用料の支払猶予等

国は、電気・ガス・NHKに対し、個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請しています。

支払猶予については、契約されている事業者に御相談ください。

### ○NHK受信料の支払いに関する相談窓口

- ・前橋放送局（群馬全域）[027-251-1714](tel:027-251-1714)（平日 10時～17時）
- ・「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受信料のお支払いに関するご相談窓口について」  
URL: [https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona\\_jushinryo.html](https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html)
- ・中小事業者向けに受信料の負担軽減措置が実施されています。  
URL: [https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona\\_jigyousyo\\_tasuu.html](https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jigyousyo_tasuu.html)

また、固定電話や携帯電話等の利用者が、経済的な事情により定められた期日までに料金の支払いが困難な場合や外出できず支払いや契約更新等の手続きが難しい場合が想定されることを踏まえ、以下の電気通信事業者関連4団体に対し、各団体の会員各社において、電話料金等の支払いや契約の更新等について、利用者が置かれた状況に配慮し、十分な猶予期間を設ける等柔軟な措置を講ずるとともに、その講ずることとした措置を利用者に対し広く周知するよう努めることについて要請を行っています。

### ○要請を行った電気通信事業者関連団体

- ・（一社）テレコムサービス協会
- ・（一社）電気通信事業者協会
- ・（一社）日本ケーブルテレビ連盟
- ・（一社）日本インターネットプロバイダー協会

### ◇水道・下水道料金の支払猶予

市町村の水道料金担当窓口に御相談ください。



## 16 住宅ローン返済に関する相談窓口

- ◇ 独立行政法人住宅金融支援機構では、新型コロナウイルス感染症の影響により返済が困難となった方に対し、返済特例として、返済期間の延長や一定期間の返済額の軽減などの返済方法の変更について提案しています。

ご返済中の金融機関にご相談ください。

参考URL: <https://www.jhf.go.jp/files/400355537.pdf>

## 17 新型コロナウイルスを口実にした消費者トラブル相談窓口

- 独立行政法人 国民生活センターでは、新型コロナウイルスを口実にした不審な連絡やトラブルにあった場合、消費者ホットラインを利用するよう案内しています。
  - ・ **消費者ホットライン** 局番なしの「188」  
最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等に繋がります。日祝日などは、国民生活センターに繋がります。（土日祝日：10時～16時）
- **群馬県消費生活課（消費生活センター）**では、新型コロナウイルス感染症の影響による消費生活相談（契約のキャンセル、マスクの転売規制、悪質商法等）を受け付けています。
  - ・ 027-223-3001 平日 9時～16時30分  
土曜日 9時～12時 13時～16時30分
- 新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や悪徳商法にご注意ください。
  - ・ 市役所などの行政機関の職員を名乗る怪しい電話や心当たりのない送信元からのメールやSMSが届いても、応じないようにしましょう。
  - ・ 新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘を行う業者には耳を貸さないようにしましょう。
  - ・ 不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。少しでもおかしいと感じたら早めにご相談ください。

[目次に戻る](#)

## 18 学校・教育・子育てに関する相談窓口

- **子ども教育相談室**（群馬県総合教育センター）  
乳幼児から高校生までの教育や子育てに関する相談に応じています。  
◆電話相談：0270-26-9200  
（平日 9:00～17:00 第2・第4土曜 9:00～15:00）  
◆来所相談：平日 9:00～17:00 第2・第4土曜 9:00～15:00  
要予約 電話：0270-26-9200
- 群馬県では、新型コロナウイルス感染症の影響による学校・教育に関する相談窓口を、相談内容に応じ、次のとおり、設けています。

・受付時間（平日）8：30～17：15

相談内容	担当部署	電話番号
学童保育、保育園・認定こども園に関する事	私学・子育て支援課	027-226-2622
学校の休校期間、始業式、終業式、登校日、学校行事に関する事	義務教育課	027-226-4615
子どもの日中の過ごし方、授業、塾や習い事、宿題に関する事	義務教育課	027-226-4615
臨時休業に係る国の要請を踏まえた県内の学校（義務、高校）の対応状況に関する事	義務教育課 高校教育課	027-226-4615 027-226-4647
学校の学級費、転入学、通知表に関する事	義務教育課	027-226-4615
高校入試の実施や高校の卒業式に関する事	高校教育課	027-226-4647
特別支援学校の入学試験、修了式、就労の移行支援会議、入学説明会のこと。放課後等デイサービスの申込みに関する事	特別支援教育課	027-226-4656
私立学校（小学校・中学校・高校・特別支援学校）の休校に関する事	私学・子育て支援課	027-226-2142

[目次に戻る](#)

## 19 子ども向け相談窓口

- 新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめなどでつらい思いをした場合の相談窓口として、既設の「**24 時間子供SOSダイヤル**」が案内されています（文部科学省情報）。  
・0120-0-78310（フリーダイヤル）  
※ 原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続

○ このほか、新型コロナウイルスのみならず、不当な差別やいじめ等の様々な人権問題についての相談窓口として、法務省が以下の連絡先を案内しています。

《[子どもの人権 110 番](#)》

・[0120-007-110](tel:0120-007-110)（フリーダイヤル）（受付時間：8:30～17:15（平日））

○ [チャイルドライン](#)

18歳までの子どものための相談先です。かかえている思いを誰かに話すことで、少しでも楽になるよう、気持ちを受けとめます。相談者の思いを大切にしながら、どうしたらいいかを一緒に考えていきます。お説教や命令、意見の押し付けはしません。秘密厳守、匿名、誰にも言えないことや些細なこと、どんなことでも受け止めます。

電話：[0120-99-7777](tel:0120-99-7777)（フリーダイヤル）

毎日 16時～21時

参考：<https://childline.or.jp/>

## 20 外国人向け相談窓口

### 【全般】

○[外国人生活支援ポータルサイト](#)

（[出入国在留管理庁：Immigration Services Agency of Japan](#)）では、日本で安心して生活するために必要な情報をお知らせしています。

URL：<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

○[新型コロナウイルス感染症関連情報](#)

URL：<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>

○[外国人への各種支援策](#)

URL：<https://www.moj.go.jp/isa/content/001322500.pdf>

### 【生活相談】

○[ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター](#)（[Gunma Foreign Consultation One-Stop Center](#)）では、新型コロナウイルス関連の生活相談について、多言語で相談を受け付けています。

・[027-289-8275](tel:027-289-8275)（ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターで対応）

（月～金：9:00～17:00 英語、ベトナム語、中国語、スペイン語、ポルトガル語等）

相談チラシ（<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/11408.pdf>）

### 【労働相談】

○[労働条件相談ほっとライン](#)（[contact the Labour Standards Advice 「Hotline!」](#)）

・[0120-811-6100](tel:0120-811-6100)（フリーダイヤル）13言語に対応

（受付時間：月～金：17:00～22:00、土日祝日：9:00～21:00）

## 【旅行者】

### ○ [Japan Visitor Hotline](#)

非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため対応するコールセンター（観光庁）

- 電話番号：[050-3816-2787](tel:050-3816-2787)（対応時間：0:00～24:00 365days）
- 対応言語：英語、中国語、韓国語、日本語
- 対応範囲：緊急時案内（病気・事故等）、災害時案内、一般観光案内

## 【外国語人権相談ダイヤル】（Foreign-language Human Rights Hotline）

- [0570-090-911](tel:0570-090-911)（受付時間：9:00～17:00（月～金））

## 【その他】

### ○ [法テラス多言語情報提供サービス（Legal Aid Information in English）](#)

- 相談内容：借金、離婚、労働、震災など
- 電話番号：[0570-078377](tel:0570-078377)（平日：9時～17時）
- 対応言語：ベトナム語、英語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、中国語

### ○ [よりそいホットライン（Helpline for foreign languages）](#)

- 電話番号：[0120-279-338](tel:0120-279-338)（10時～22時）
- 対応言語：英語、タガログ語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、タイ語など

## 21 暴力等の被害者支援に関する相談窓口

No.1	DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談		
概要	◇ 配偶者や恋人からの暴力(身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、社会的暴力なども含まれます)で悩んでいる方の相談窓口です。		
	相談機関	電話番号	相談時間
	群馬県女性相談センター	027-261-4466	平日 9時～19時30分 土曜日 10時～17時 日曜日 13時～17時
	群馬県警本部警察安全相談室	027-224-8080 (短縮#9110)	24時間受付
	DV相談+ (プラス)	☎0120-279-889	24時間受付
		✉ <a href="https://form.soudanplus.jp/mail">こちら (https://form.soudanplus.jp/mail)</a>	
	DV相談ナビ	#8008	※最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	平日 8時30分～17時15分 (年末・年始・祝日除く)

No.2	児童虐待に関する相談		
概要	◇ 児童に対する身体的、心理的虐待、養育放棄などを見かけたら、あるいはその疑いがあったら、通告、相談する窓口です。(匿名可)		
	相談機関	電話番号	相談時間
	各児童相談所	189 (全国共通)	24時間365日
	こどもホットライン24 (中央児童相談所)	0120-783-884 (フリーダイヤル) 027-263-1100 (携帯から)	24時間対応
		✉ <a href="mailto:kodomo-soudan@pref.gunma.lg.jp">こちら (kodomo-soudan@pref.gunma.lg.jp)</a>	

## 22 こころの相談窓口

No.1	<b>こころの健康に関する相談</b>		
概要	◇ 眠れない、不安、イライラ、うつ病、依存症等のこころの健康や病気に関する相談窓口です。相談は、専用ダイヤルで相談員がお受けしています。		
	相談機関	電話番号	相談時間
	群馬県こころの健康センター	027-263-1156	平日 9時～17時
	こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	平日 9時～22時

No.2	<b>いのちに関する相談</b>		
概要	◇ 誰にも話せず一人で悩んでいる、悩みをどこに相談したら良いかわからない、誰か力になって欲しい、研修を受け認定された相談員がそのような相談に応じます。		
	相談機関	電話番号	相談時間
	群馬いのちの電話	027-221-0783	毎日 9時～24時 第2・4金曜 9時～翌9時
	いのちの電話（フリーダイヤル）	0120-783-556	毎月10日 8時～翌日8時 毎日 16時～21時
	いのちの電話（ナビダイヤル）	0570-783-556	毎日 10時～22時

No.3	<b>働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト こころの耳</b>		
概要	◇ 働く人の「こころの耳電話相談」では、全国の労働者やその家族、企業の人事労務担当者の方々からのご相談を電話で受けます。メンタルヘルス不調や、2015年12月から新たに実施されたストレスチェック制度、過重労働による健康障害の防止対策などについての困りごと、お悩みなどをご相談ください		
連絡先	電話：0120-565-455（フリーダイヤル） 月曜日・火曜日 17:00～22:00 / 土曜日・日曜日 10:00～16:00 （祝日、年末年始は除く）		
URL	<a href="https://kokoro.mhlw.go.jp/tel-soudan/">https://kokoro.mhlw.go.jp/tel-soudan/</a>		



## 23 法律等相談窓口

- ◇ 群馬弁護士会無料電話相談  
電話：027-233-9333（平日13時～16時 10分間）
- ◇ 群馬弁護士会総合法律相談センター  
電話：027-234-9321（電話予約）  
月～金 9時～12時 13時～17時（祝日除く）  
※有料（30分 5,500円）  
ただし、債務、離婚、労働（労働者側）、交通事故についての相談は初回無料
- ◇ 「ひまわりホットダイヤル」（事業者向け）  
弁護士が初回30分無料の法律相談に応じます。  
○全国共通電話番号  
0570-001-240（平日 10時～正午 13時～16時）  
○オンライン申し込み  
<https://form.gooker.jp/Q/auto/ja/chusho2015/online/>
- ◇ 群馬司法書士会総合相談センター  
○無料電話相談  
電話：027-221-0150  
月曜～金曜（祝日除く）10時～16時  
第2・第4土曜 13時～16時  
○無料面談相談  
①前橋会場：群馬司法書士会館（前橋市本町1-5-4）  
第2・第4土曜 13時～16時 ※予約なし、会場直接  
②太田会場：太田商工会議所会館（太田市浜町3-6）  
第2土曜 13時～16時 ※予約なし、会場直接
- ◇ 群馬司法書士会 ADR（裁判外紛争解決手続き）センター  
もめ事やトラブルを裁判によらずに「話し合い」で解決することを目的とします。  
トレーニングを受けた司法書士が、公平・中立な立場で解決までサポートします。  
○電話：027-224-7763  
OFAX：027-221-8207

## 別表 各市町村相談窓口

国や県が行う支援のほか、市町村が独自で行う支援もあります。  
詳しくは、以下の市町村窓口にお問い合わせください。

参考：J-NET21（都道府県別・市町村別各種補助金等）

市町村名	支援事業名	支援内容	連絡先（相談窓口）
前橋市	<a href="#">新製品・新技術開発費補助金</a> (申請：～予算終了)	新製品・新技術開発にかかる費用の一部を市内中小事業者に交付。 ・対象経費：原材料、構築物、知的財産権購入等 ・上限額：50万円 ・補助率：2/3	産業政策課 027-898-6983
	<a href="https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/sangyokeizai/sangyoseisaku/shinseisho/7304.html">https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/sangyokeizai/sangyoseisaku/shinseisho/7304.html</a>		
桐生市	<a href="#">展示会出展補助金</a> (申請：4/3～ 予算終了)	県外（海外）で開催される展示会（含オンライン展示会）への出展費用を市内事業者に交付。（1/2補助） ・国内・オンライン展示会 上限：20万円（小規模事業者） 上限：15万円（中小企業者） ・海外展示会 上限：30万円	商工振興課 0277-46-1111 (内線582)
	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/sangyou/1018120/hojo/1002467.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/sangyou/1018120/hojo/1002467.html</a>		
伊勢崎市	<a href="#">ビジネスマッチング展示会開催及び出展事業費補助金</a> (申請：～開催日10日前)	販路拡大を図るため、自社製品、技術、サービス等を展示会に出展する経費を市内中小企業者に補助。 ・開催費補助 上限：50万円（1/2補助） ・出展費補助 上限：20万円（2/3補助）	企業誘致課 0270-27-2756
	<a href="https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/keizai/kigyo/13021.html">https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/keizai/kigyo/13021.html</a>		
	<a href="#">伊勢崎市雇用調整助成金</a> (申請：～R6.3/29)	失業予防と国の雇用調整助成金の支給決定を受けた中小企業に対象経費を交付。 限度額：50万円	商工労働課融資労政係 0270-27-2755
<a href="https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/keizai/shoko/yushirousei/11767.html">https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/keizai/shoko/yushirousei/11767.html</a>			

市町村名	支援事業名	支援内容	連絡先（相談窓口）
伊勢崎市	<a href="#">伊勢崎市電子地域通貨加盟店決済用スマートフォン端末等購入費助成金</a> (申請：～R6.2/29)	伊勢崎市電子地域通貨加盟店が電子地域通貨決済用に購入したスマートフォン又はタブレット型端末の購入費用を助成 1台につき最大2万円	伊勢崎市電子地域通貨事務局加盟店用コールセンター 0270-86-4203 (平日：9:00～17:00)
	<a href="https://www.city.isesaki.lg.jp/sangyo_nyusatsu_kaihatsu/sangyoshinko/kigyoshien_hojokin_yushi_menjonado/18503.html">https://www.city.isesaki.lg.jp/sangyo_nyusatsu_kaihatsu/sangyoshinko/kigyoshien_hojokin_yushi_menjonado/18503.html</a>		
沼田市	<a href="#">中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金</a>	自社製品、新技術等の新たな販路開拓のために行う展示会への出展経費を市内中小企業者に補助。 上限：30万円 補助率：1/2	産業振興課商工振興係 0278-23-2111 (内線5005)
	<a href="#">沼田市物価高騰対策事業継続支援金</a> (申請：～9/30)	新型コロナウイルス感染症による売上減に加え、エネルギー価格や物価の高騰による影響を受けている法人・個人事業主に交付。 法人事業者：1事業者あたり15万円 個人事業者：1事業者あたり 7万円	産業振興課商工振興係 0278-23-2111 (内線5005)
	<a href="https://www.city.numata.gunma.jp/jigyosha/chusho/yushi/hanrokaitaku.html">https://www.city.numata.gunma.jp/jigyosha/chusho/yushi/hanrokaitaku.html</a>		
館林市	<a href="#">館林市展示会活用支援助成金</a> (申請：事業実施の10日前)	自社製品の販路拡大を図るため、各種展示会への出展費用の経費の一部を製造業者に助成。 上限：15万円(対象経費の1/2以内)	商工課工業振興係 0276-47-5148
	<a href="#">【ぼんちゃんPay登録店】館林市新しい生活様式対応型事業者支援補助金(キャッシュレス決済機器購入)</a>	館林市デジタル通貨の登録事業者の決済用の端末(スマートフォン・タブレット)の導入費用を補助。 1店舗1台につき上限5万円 店舗のレジ台数に応じて上限10万円	商工課商業振興係 0276-47-5147
	<a href="https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s059/jigyousya/030/070/130/20200101184000.html">https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s059/jigyousya/030/070/130/20200101184000.html</a>		
渋川市	<a href="#">展示会等出展支援補助金</a> (申請：～展示会開催日前日)	販路拡大のため、国内外の展示会に出展する経費を製造業中小企業者に補助。 上限：20万円 補助率：1/2	商工振興課産業立地推進室 0279-22-2596
	<a href="https://www.city.shibukawa.lg.jp/sangyou/sangyou/kougyou/p004839.html">https://www.city.shibukawa.lg.jp/sangyou/sangyou/kougyou/p004839.html</a>		

市町村名	支援事業名	支援内容	連絡先（相談窓口）
藤岡市	<a href="#">中小企業販路開拓支援事業補助金</a> （申請：～実施20日前）	自社製品、自社技術等の販路開拓を図るため、見本市・展示会等に出展する経費の1/3を市内中小企業者に補助。 全国規模の展示会 上限：10万円 県レベルの展示会 上限：3万円	商工観光課商工振興・企業誘致係 0274-40-2318
	<a href="https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/keizaibu/shokokanko/6/2/1813.html">https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/keizaibu/shokokanko/6/2/1813.html</a>		
富岡市	<a href="#">販路拡大支援事業補助金</a> （申請：～開催前）	自社製品の販路拡大を目指し、展示会に出展する経費を中小企業者に交付（補助率：10/10以内）。 ・国内・オンライン展示会 上限：10万円 ・海外展示会 上限：20万円	産業振興課 0274-62-1511
	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1000000002052/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1000000002052/index.html</a>		
	<a href="#">電子商取引支援モデル事業補助金</a>	電子商取引を活用することにより、販路拡大及び競争力強化を図り、産業振興に資することを目的として、インターネットショップなどの出店を目指す中小企業に交付。 上限：30万円 （補助対象費用1/2以内）	産業振興課産業振興係 0274-62-1511
<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1651124276073/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1651124276073/index.html</a>			
安中市	<a href="#">テレワーク拠点開設支援補助金</a> （申請：～予算終了）	市内以外に本社、本店を有する事業者がテレワーク業務を実施するための物件を購入又は賃借した費用の一部を補助。 物件購入の場合 上限：40万円（購入費用の1/2） 物件賃借の場合 上限：20万円（賃借費用6月分の1/2）	商工課商工労働係 027-382-1111 （内線2627/2617）
	<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/page/1951.html">https://www.city.annaka.lg.jp/page/1951.html</a>		
	<a href="#">安中市展示会出展・販路拡大支援補助金</a> （申請：～予算終了）	販路拡大を図るため展示会に出展する費用の一部を中小企業者に補助。 上限額：10万円（対象経費1/2以内）	商工課企業誘致係 027-382-1111 （内線2631/2632）
<a href="https://www.city.annaka.lg.jp/page/1955.html">https://www.city.annaka.lg.jp/page/1955.html</a>			

市町村名	支援事業名	支援内容	連絡先（相談窓口）
みどり市	<a href="#">みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金</a> （申請：～R6.2/29）	地場産品の商品開発及び販路拡大を実施する市内製造業、小売業、飲食業者に交付。 ・対象経費：出展事業、ホームページ事業、ECサイト事業等 補助上限額：10～30万円 補助率： ・みどり市ブランド認証事業者 2/3 ・その他補助対象事業者 1/2	商工課 0277-76-1938
	<a href="https://www.city.midori.gunma.jp/www/contents/1000000002082/index.html">https://www.city.midori.gunma.jp/www/contents/1000000002082/index.html</a>		
吉岡町	<a href="#">小規模事業者販路開拓等支援補助金</a> （申請：～11/30）	広報事業や展示会等出展事業等の販路開拓に取り組む町内小規模事業者に交付。 上限：30万円（経費10万円以上） 補助率：1/2以内	産業観光課産業振興室 0279-26-2280
	<a href="https://www.town.yoshioka.gunma.jp/business/shoukougyou/tyuushou/post_17.html">https://www.town.yoshioka.gunma.jp/business/shoukougyou/tyuushou/post_17.html</a>		
下仁田町	<a href="#">産業支援事業補助金（インターネットショップ開設）</a>	商品の売上アップ、販路拡大を目指し、インターネットショップを出店・開設する町内中小企業者、個人事業主に交付。 上限：15万円（1/2補助）	商工観光課 0274-82-2111
	<a href="https://www.town.shimonita.lg.jp/shoko-kanko/m04/m01/m01/20170327161535.html">https://www.town.shimonita.lg.jp/shoko-kanko/m04/m01/m01/20170327161535.html</a>		
	<a href="#">農林業省エネ対策導入支援</a> （申請：～12/25）	コロナ禍により高騰している燃料費、光熱費等の経費削減につながる省エネ対応機器・設備の入れ替え費用の一部を支援。 上限：10万円（購入費の50%）	農林課農林係 0274-64-8806
	<a href="https://www.town.shimonita.lg.jp/nourin-kensetu/m03/m02/17.html">https://www.town.shimonita.lg.jp/nourin-kensetu/m03/m02/17.html</a>		
	<a href="#">農林業物価高騰対策支援</a> （申請：～6.2/29）	コロナ禍により肥料、生産資材等の価格高騰で影響を受けている農林業者を支援。 上限：10万円（畜産業は20万円） （R4税申告した特定経費の10%）	農林課農林係 0274-64-8806
<a href="https://www.town.shimonita.lg.jp/nourin-kensetu/m03/m02/14.html">https://www.town.shimonita.lg.jp/nourin-kensetu/m03/m02/14.html</a>			
<a href="#">中小企業新規取引先開拓支援</a> （申請：～6.2/22）	技術開発又は製品製造を行っている中小企業者の販路開拓を目指す展示会・商談会への出展費用の一部を交付。 国内展示会上限：10万円（経費1/2） 海外展示会上限：20万円（経費1/2）	商工観光課 0274-82-2111	
<a href="https://www.town.shimonita.lg.jp/shoko-kanko/m04/m01/m01/20170331100804.html">https://www.town.shimonita.lg.jp/shoko-kanko/m04/m01/m01/20170331100804.html</a>			

市町村名	支援事業名	支援内容	連絡先（相談窓口）
みなかみ町	<a href="#">地場産品普及事業補助金</a>	町の地場産品の普及促進を図るため、新製品の開発、既存製品の改良及び地場産品の販路開拓を行う町内事業者に交付。 上限：40万円 補助率：1/2（備品購入費は1/4）	観光商工課商工振興係 0278-25-5018
	<a href="https://www.town.minakami.gunma.jp/industry/03hojyokin/2020-0603-1007-71.html">https://www.town.minakami.gunma.jp/industry/03hojyokin/2020-0603-1007-71.html</a>		
大泉町	<a href="#">事業継続力強化奨励金</a>	新型コロナウイルス感染症や自然災害への対応力向上に取り組む町内中小企業者・小規模企業者に交付。 一事業者：10万円	経済振興課 0276-63-3111 （内線：552）
	<a href="https://www.town.oizumi.gunma.jp/s019/jigyo/020/020/20220114120024.html">https://www.town.oizumi.gunma.jp/s019/jigyo/020/020/20220114120024.html</a>		
	<a href="#">中小企業雇用調整助成金</a>	景気の変動その他経済的理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用している労働者を一時的に休業、教育訓練、出向等させた場合の賃金等の一部を助成。 休業手当：1,000円/人/日 教育訓練：750円/人/日 出向労働：1,000円/人/日	経済振興課 0276-63-3111 （内線：552）
<a href="https://www.town.oizumi.gunma.jp/s020/jigyo/020/020/20200825165210.html">https://www.town.oizumi.gunma.jp/s020/jigyo/020/020/20200825165210.html</a>			
邑楽町	<a href="#">邑楽町新商品開発推進補助金</a> (申請：～R8.3/31)	産業振興及び地域活性化を図るため、新商品開発をする事業者に交付。 上限：50万円（対象経費の4/5）	商工振興課商工振興係 0276-47-5026
	<a href="https://www.town.ora.gunma.jp/s029/060/150/120/sinsyouhin-kaihatu.html">https://www.town.ora.gunma.jp/s029/060/150/120/sinsyouhin-kaihatu.html</a>		